

平成23年第7回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成23年12月12日（月曜日）

○議事日程

平成23年12月12日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	山 田	耕 治 君	4 番	中 林	堅 造 君
5 番	山 本	久 江 君	6 番	重 川	恭 年 君
7 番	三 原	昭 治 君	8 番	木 村	一 彦 君
9 番	横 田	和 雄 君	10 番	高 砂	朋 子 君
11 番	山 根	祐 二 君	12 番	斉 藤	旭 君
13 番	河 杉	憲 二 君	14 番	青 木	明 夫 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿	博 敏 君	19 番	行 重	延 昭 君
20 番	久 保	玄 爾 君	21 番	今 津	誠 一 君
22 番	山 下	和 明 君	23 番	藤 本	和 久 君
24 番	田 中	敏 靖 君	25 番	田 中	健 次 君
27 番	安 藤	二 郎 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君						
会計管理者		安田憲生君	財	務	部	長	本廣繁君					
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	福谷真人君					
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君			
土木都市建設部長		権代眞明君	健	康	福	祉	部	長	田中進君			
教	育	長	杉山一茂君	教	育	部	長	藤井雅夫君				
上下水道事業管理者		浅田道生君	上	下	水	道	局	次	長	岡本幸生君		
消	防	長	秋山信隆君	代	表	監	査	委	員	和田康夫君		
入札検査室長		福田一夫君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長		高橋光之君	監	査	委	員	事	務	局	長	永田美津生君	

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、山本議員、6番、重川議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、9日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、7番、三原議員。

〔7番 三原 昭治君 登壇〕

○7番（三原 昭治君） おはようございます。民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして2点について質問いたします。

まず1点目は、小・中学校の通学区域について質問します。

「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」で、防府市が設置する小学校、または中学校に就学させる場合は、その児童・生徒の住所地の属する学区に就学させなければならないとありますが、通学区域は、どのように定められているのですか。また、教育委員会

が特に必要と認めて許可した場合に限り、児童・生徒を学区外に就学させることができる
とありますが、特に必要と定めたという場合は、どのような場合なのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 7番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） ただいまの小・中学校の通学区域についての御質問にお答え
いたします。

まず、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」について、通学区域はどのように
定めているのかという御質問にお答えいたします。

学校教育法施行令の規定により、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校
または中学校が2校以上ある場合においては、就学すべき小学校、または中学校を指定し
なければならないこととなっております。

防府市教育委員会では、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」により、各学校
ごとに通学区域を設定し、それに基づいて就学する学校を指定しております。この通学区
域は、学校規模や通学距離などを考慮し、小学校は地区ごと、中学校は地区または小学校
の校区ごとに定めております。

次に、教育委員会が特に必要と認めて許可した場合に限り、児童・生徒を学区外の学校
に就学させることができるとあるが、どのような場合なのかという御質問にお答えいたし
ます。

先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒は、その住所地により、定められた通学区の
学校へ就学することになりますが、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」第4条
では、教育委員会が特に必要と認めた場合は、保護者の申し立てにより就学する学校を変
更させることができるとしております。

その基準につきましては、「防府市立小・中学校学区外就学取扱要領」の中で示してお
り、大きくは、「転居によるもの」、「保護者の勤務等の都合によるもの」、「教育上の
配慮を要するもの」の3つの事由がございます。

1点目の転居の事由によるものとは、まず、学年途中の転居のため、学校
区が変更となる場合、または、学年途中で他の学校区に転居する予定があり、転校となる
ことが確実な場合に、通学に支障がないことを確認の上、一定期間、現籍校または転居予
定先の学校に就学することを認めております。

2点目の保護者の勤務等の都合による事由につきましては、小学生に限り、保護者が昼
間の勤務等で住所地に不在である場合、帰宅後の安全を確保するため、祖父母などの預か
り先のある校区へ就学する学校の変更を認めております。

3点目の教育上の配慮を要する事由につきましては、長期入院等により、入院先の近隣の学校へ就学させる場合や、特別支援学級入級児童・生徒で、学区の学校に該当の特別支援学級がないため、就学する学校を変更する場合など、児童・生徒の心身の障害などに配慮したものでございます。

また、いじめや不登校などの理由により、児童・生徒に過度の負担がかかると予測される場合や家庭内暴力など、家庭の事情により、配慮が必要な場合に、就学する学校の変更を認めることとしております。

なお、本市独自の事業であるシーサイドスクール事業においては、野島小・中学校への就学を市内全域の学校から認めております。

防府市教育委員会といたしましては、就学する学校の変更について、承認基準に基づいた適正な運用を行うとともに、該当校との連携を密にし、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、十分な教育上の配慮をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

先ほど、通学区域に関する規定の中で、通学区域にという中で示されている住所地とありますが、この住所地というのは、住民票上のことなのか、それとも居住としているのか、これも含まれるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 住所地というのは、住民票があるところでございます。そこには当然、居住しているものというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 住民票があり、居住しているものと考えということでございますね。

それと、先ごろ10月に山口国体が開催されまして、地元開催ということで、大変勝敗にこだわるという観点から、生活の実態のない選手補強が大変な、全国的に問題視されました。

また、高校野球においても、近年、同様のケースがありまして、特待生制度ということで、選手補強等々で大変今、問題になっております。

さて近年、義務教育課程にある中学校の部活において、学校側の補強ではないとは思いますが、部活動の種目において、強豪校と言われる学校や大会実績など、すぐれた指

導者を求めるなどが要因で、通学区域を越え、いわゆる越境入学する生徒がいるという話をよく耳にします。

防府市においても、そのような実態があるとの話を聞いていますが、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今の、部活について越境して入学している実態があるという御質問だったと思います。

先ほどの本答弁でもお答えいたしましたように、本市の小・中学校の通学区域につきましては、住所地にある地区ごとに就学する学校が定められておりまして、通常は、保護者及び児童・生徒がその住所地に実際に居住しているものと考えております。これは先ほども申したとおりでございます。

議員御指摘の、部活動などを目的として、居住の実態がない住所異動を行う、希望する学校に入学あるいは転校するといった事例が、報告がありました場合には、私どもは、学校を通じて、その実態把握を行いまして、住所地を生活の根拠地とするように、保護者に対して指導することとしております。

また、各学校に対しましては、児童・生徒の通学実態の把握など、適正な就学について文書通知を行っておりまして、指導しているところでございます。

すみません、続けます。実態があるのではないかということですが、教育上のいわゆる観点からすれば、児童・生徒は保護者と生活をともにするのが当然でございまして、また、社会通念上におきましても、転入学のために住民票を異動し、その住所地に居住の実態がないという状況は、認めがたいものと考えております。

で、教育委員会としましては、このような状況は、当事者だけでなく、周囲の児童・生徒にとりましても、望ましくない状況であると考えておりますので、児童・生徒が安心して生活し、学習に励めるよう、学校や保護者への指導を、そうした実態がある場合には、引き続き指導を実施してまいります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それは当然のことであっておるんですが、私の質問が――もう一度言います。防府市においても、そのような実態があるとの話を聞いていますが、何か把握されておりますかということをお尋ねいたしました。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今まで、ここ数年、そういうふうな実態報告等は受けておりません。しかしながら、この10月に部活動を理由として、居住実態のない住民異動によ

り中学校に転入しているという通告がありましたので、調査して、今、指導をしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 10月にあったということで、今、指導をしているということは、情報があつた、指導しているではなくて、そういう実態があつたのかどうか、そういう越境入学の実態があつたのかどうか、まずお答えください。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 転居や市外からの転入など、通常の住所異動は、その住所地への居住を前提として行われるものでありまして、教育委員会としても、保護者の良識ある判断の上でなされているものと考えておりまして、その実態についての個別の調査は行っておりません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） そこまで、そういうふうな言い方をされるのであれば、私は9月30日の9月議会閉会直後、教育長さんに、こういう実態がありますよと、大変学校のほうも、いろいろトラブルが起きていますよということをお話ししました。

で、多分、もう2カ月以上たっているので、きちんと把握されて、きちんと対応されていると思いますが、今、言われた保護者の良識ある対応がされていると思われるというような答弁をされると、大変私は首をかしげてしまいますが、学校名は教育的配慮ということで、ここでは置きますが、A中学校ということにしておきます。

A中学校では、ことし4月に、山口市から2年生生徒が3人、周南市から2年生と1年生が2人、うち2年生生徒は、1年生のときには山口市の中学校、そして、2年生からA中学校へ編入されました。要するに、山口市から計5人が同一学校、A中学校に入っておられます。もう1人、周南市から、これは2学期途中からA中学校に編入されております。つまり、合計6人がA中学校に何らかの理由で入学、編入されております。

これらが、6人とも共通していることがございます。部活の種目が同じ、部活が当然、一緒、もう一つ、ことし4月に、他市からA中学校に赴任された教師の指導をそれぞれ6人とも受けている、これがすべて共通した点でございます。

何かこの点で、全くこの話は、まだつかんでいらっしゃいませんか、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） そういう実態があるのではないかという通告がありましたので、私ども、校長を通じて調べております。

しかしながら、本市の小・中学校の通学区は、先ほど申しましたが、住所により定めら

れておりますので、区域外就学の手続を経た上でなければ、市外在住の児童・生徒が本市の公立の小・中学校へ就学するということはありません。区域外就学とは、途中、転居などの事由により、当該児童・生徒の住所地の教育委員会と、本市教育委員会が協議の上で転入学を許可する制度であります。許可する上での基準には、部活動によるものは規定しておりませんので、部活動を理由としての市外在住者が、本市の公立中学校へ就学することはできません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 何とも言えん答弁の繰り返しでございますが、全くふざけた話ですよ、全く。10、11、12、もう3か月ですよ。で、その程度の答弁しかないということは、私は全くふざけた話だと思いますよ。

今、私が実態を話しましたよね。簡単にこれはわかることですよ。今、ちゃんとした手続受けた場合は認めていると言われましたよね。ちゃんとした手続はされているということをおっしゃっていました。

ここでひとつ、その6人の生徒が、どこに住んでいるかということですが、朝、それぞれの保護者が車で学校の近くまで連れてまいります。帰りは、当番で保護者が連れて帰っております。全くこういう話も、教育委員会としては聞いていない。学校任せで、学校が何にもありませんと言われれば、他からの情報があっても、ただ、文書で回答を得て、それで終わらすということでは理解してよろしいんですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 文書で回答を得て、指導をという、今、議員御指摘もありましたが、私ども教育委員会としましては、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるような状況をつくるのが、第一義だと考えております。

そういうことですので、居住実態がないことを理由に即座に転校させるとか、そうしたものは考えておりません。住所地に居住するということを引き続き指導してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） じゃあ、先ほど冒頭で申しました、「防府市立小・中学校通学区域に関する規則」は何なんですか。今、言われましたよね、これは何なんですか。これはルールじゃないんですか、決まりじゃないんですか、違いますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 通学に関する規則等につきましては、これは規則、並びに私どももつくっている内部規程です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 先ほど、児童・生徒が、安心して授業を受けられる教育環境をつくるのが、教育委員会としての本分であるということをおっしゃいましたので、この続きを、じゃあ、お話しさせていただきます。

今現在、そのA中学校の部活動は、冬季時間ということで、部活は午後5時までです。活動の実態は恐らく、私が今から教育長に尋ねると、まず同じ答弁しか返ってこないと思います。

それと、まず、中身を十分本気で調査されてないということで申しますが、この5時までという冬季時間に、6人は授業終了後、全員帰ります。残ってクラブ活動をしているのは、純粋にこの、先ほど申しました、ルールをちゃんと守って通学している生徒だけです。

そしてその6人は、その授業が終わって、保護者の迎えがあつて、帰宅しまして、山口市の某所で、先ほど共通点の中で言いました教師の指導を受けております。

私でさえ、ここまで調べることは容易にできました。なぜ学校が、その2カ月も3カ月も経過しているのに把握できないのかと、大変不思議でなりません。その実態について、調査を依頼されたと思いますけど、報告はございましたか。あれば、どのような内容の報告がありましたか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） そういうふうな通告がありまして、私ども、学校に、校長を通じて調査をするように、そして、実際に私どもが持っております規則に従って、きちんと居住地に住所を住居するようという指導しておりますが、年度途中ではなかなか難しいところもありまして、なるべく早い、そうした節目の時期にというふうなことで、今、回答を得ております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） ということは、事実があるということをおっしゃっているわけですね。遠回しに遠回しに答弁されるから、よく私には理解できなかったんですが、先ほど私が申しました6人の実態は、あるということで、学期途中での是正は今、難しいということで、学期が終了後、きちんとした是正をしますという御回答でよろしいですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 何度も繰り返すようになりますが、私どもは、正当な手続を踏んで転校の手続をしております。そうしたところで、現在、いつの時期か、そうした実態が合わないという状況を今、把握しておりますので、そうしたことはないように――ただ、先ほども、何度も繰り返しますが、子どもたちが安心して、いわゆる学校生活を送れ

るようにということで、混乱を招くことは私どもの真意じゃございませんので、なるべく早い時期に、いわゆる住所地に住居を構えてということ、今、お願いしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 単純に、先ほど私が申しましたその6人の実態は、そういう事実があるということですね。そして今、指導をされているということですね。

で、学期の途中は、そういう子どもたちに対する配慮が必要だから、できないということですね。で、いいですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いわゆる学期途中は難しいとか、あるいは要領と規則に従って、学期末、さらには学年を超えたという、そういうふうなことは決まりはございませんが、1つの区切りは必要かと、私どもは判断いたしておまして、学校のほうも、校長もそれで話を進めておりますので、私どももそういうふうにしてくださいというふうに、学校長にお願いしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 区切り区切りと、確かに区切りはございます。それはわかりません。先ほどちょっと冒頭で説明したと思います、実態を。1人は、周南市から2学期の途中、途中から編入しているわけでございますね。

以前、私は――以前じゃなくて最近ですが、ある保護者の方の話ですけど、子どもさんが小学校6年生、3学期、あと1カ月で終わるという前に仮入学の手続が来た。もちろん通学区域。だけど、通学区域外に親御さんは、もう家を建築されている。で、もう間近にできると。だから、そっちのほうにお願いを、学校を通じて教育委員会にもお願いしたと。

そのときに、いろんな協議の末、認めていただいたと、大変私はいいい配慮だと思います。ただ、そこで、先ほど教育長が言われたように、正当な手続というのがありまして、教育委員会のほうから、家を建てられるのなら、契約書の写し、そして設計図等々の書類を提出してくださいという要請があったと言われておりました。私は、これ、全然間違いじゃないと思います。

じゃあ、先ほど、途中から編入、一遍に5人も他市から来るということ。そして1人が2学期途中で転入するという。先ほど、正当な手続ということで、そういうふうな、どういう理由でそういう途中編入をされるのか。他市からこちらに転居してこられるのかという、何か手続的には、先ほど申しました、家を1つ建てるに当たっての、配慮の中で

求められた契約書、そして設計図面等々も提出したそうですが、どの程度の、どの内容で、そういう手続の中で提出等を、その理由等の証明できるものを提出させているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いわゆる転校する場合は、転居の理由等があるかと思えます。

ただ、私ども教育委員会としましては、保護者の方が来られまして、転居の理由を述べていただきます。その折には、いわゆる年度途中、あるいは新年度から、そうした転居する、家を建ててとといったときには、そうした証明書をいただいておりますし、実際に、転校の理由として、いわゆる住民票を異動して、そこに新しく住むということを言われれば、やはりそれに従って転校を認めるというふうなこと、これが私どもの教育委員会の仕事と申しましょうか、手続をそういうふうにするようになります。よろしゅうございますか。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 先ほど申しましたように、ルールというのは守るためにありますので、そういうふうに、やはり契約書まで出せと、それは当然、金額は黒塗りですとよろしいですよということで配慮されたそうです。

それと先日、先ほど、生徒の教育の場に混乱を来さないように教育現場づくりに努めているということですが、先日、同僚議員が新教育基本法に対して質問をいたしました。教育長は、児童・生徒の勤労観、職業観を育てる教育、つまりキャリア教育の必要性について、るる答弁されました。

A中学校でも、先般、職場体験学習が行われました。その際ですが、学校からかなり離れた職場への体験でした。学校側としては、自転車を子どもたちは持っているので、自転車でそこへ通勤と申しますか、そこへ行きなさいという指示を出しました。

で、子どもたちは、距離がかなりあり、怖いという観点から、途中でバスを利用してはいけませんかということを出したところ、却下されております。自転車で行くことと決まっているということで、却下されました。

一方、先ほどから申しております越境入学者は、自転車を所有しておりません。ありません。で、どのように輸送というか、したかという、保護者が職場まで送り迎えいたしました。で、これは学校も認めておるということでした。

先生の指示の中で、きちんと自転車で行きなさいと。危ないから、途中からバスじゃいけませんか。それはいけない。自転車といったら自転車なんだということだったらいいんですけど。

片や、保護者が車で送り迎えを認める。ちゃんと先生の指示に従った生徒たちは、帰宅して、「なぜ」、「やし」——「やし」という言葉は御存じですね。その言葉を繰り返していたそうです。私は当然だと思いますよ。

さっき、混乱を来さないようにということでありましたし、キャリア教育を推進していくという、その教育長さんの方針から、今の実態について、どのように受けとめられますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 望ましい職業観、さらには、人生に対してのそうした目標を持たすということは、キャリア教育の上で、とても大切なことだと考えております。

で、先ほどの職場体験学習で、自転車は長距離では危ないので、子どもたちがバスで言ったことに関しては、私ども、ちょっと確かめまして、このことについては、やはり安全上、自転車がどうかというのは、やはりそういう疑問も残ります。で、保護者がとらえた、保護者が送り迎えをしたというのも賢明な判断だと思っております。そうしたことにつきましては、改めるところはきちっと改めてやりたいというふうに考えております。

これと、先ほどの、議員、「やし」という言葉であらわされました。いわゆる虚偽の届け出等で、実態がない、そうしたこと、あるいは送り迎えを保護者がというふうなことで現場が混乱している。他の子どもたちも不安に思っていると、そういうふうなことでしたが、私ども、そうしたことにつきましては、教育上の観点としましては、仮に、虚偽の住民異動によって学校への転入学が行われるということは、子どもたちが置かれている、そうした自分たちの周りにある環境の背景に、このような望ましくない判断や行動があるということは、子どもたちが社会に対する、先ほどは職業観、これはキャリア教育のほうですが、いわゆる規範意識とか道徳意識、そうしたものが薄れてしまうというおそれもありますので、きちっと実態に合った、やはり規則は規則として守っていただくという、そうしたことを保護者の方にも御理解いただいて、なるべく実態に合った生活ができるように指導してまいりたい。

また、学校のほうも、子どもたちが不安に思わないように、校長を通じて子どもたちにも指導してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） それと、もう1点。そのA中学校の某部ですけど、部活の某部です。部活名は言いません、某部です。これ、大変不思議な話なんですけど、これまで市内では最下位ですよ。ずっと最下位のチーム、学校なんです。で、強豪とかというのにあ

こがれてくる等々だったら、私も少しは、ああ、そういうこともあるかなと思ったりしたんですが、ずっと最下位のチーム、それが、ことしに入って6人の生徒の入部で、一挙に、市内の大会はもちろん、県大会、中国大会、全国大会にも出場しております。

そして、その選手、個人と団体の種目があるんですが、オール、他市から編入・入学した生徒で固められております。通常なら、教育長さんもバレーやっていたらしゃった。スポーツの喜びというのは御存じだと思います。

スポーツというのは、それはレギュラーになることが一番の目標かもしれませんが、目的ではなく目標かもしれません。だけど、言葉がいいか悪いか、同じかまの飯を汗水垂らして頑張った1つの部の生徒たちが、その部が優勝したと。県体に行く、中国大会に行く、全国大会に行くって言えば、本当にもろ手を挙げて喜ぶんですよね、ですね。

それが、ある子どもとも話しました、その中の。全く喜びも感動もないと言いました。で、全国大会にも、私たちは――通学区域を守っている子どもたちは、だれもついて行っておりません。その6人のみが出かけております。で、まだの上の大会にも行っておりません。

もっと――先ほどの言葉で、「なるべく」という言葉を使われましたけど、なるべくではなくて、きちんと、正しい、ルールに乗った指導、そして対応をちゃんとすると、私は教育長さんの口から聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘の正しい、ルールに従ってということで、子どもは、先ほどから何回も繰り返しております。

しかしながら、部活というのが、いわゆる強い部、勝利至上主義とか、あるいは指導者がいるからそこに移動して、転校してというふうな、そういうふうな部活ではなくて、部活動というのは、そもそも生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツとか、あるいは文化とか、あるいは科学、いろんところがございしますが、そういう部がございしますが、その学習意欲の向上や、責任感とか連帯感の涵養に資することが、本来の目的というふうなことを考えておりますので、勝つためのとか、あるいはそうしたところでの部活は考えておりません。

ですから、実態としてあったと、いわゆる、実態と合っていない、住居地に住んでいないと、そうしたことについてはきちんと指導するとともに、これからは――これからはですが、いわゆるルールに従った、転校なり、そういう手続をきちっとしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） 今、教育長さんは、きちっと善処をすると。ルールに乗っかって、ルールに従ってきちんとするということを言われました。

先ほどから、学年、学期の途中等々、子どもさんが絡むことだから、恐らく教育的配慮というのも加味されての御発言だと思います。ただ、でも、教育的配慮というのは、一方の子どもたちだけに、一方の事情だけに配慮するものでなく、双方に対して、やはりきちんとこれは配慮するものです。

規則とか決まり、ルール、釈迦に説法で申しわけございません。防府市の教育行政のトップに立たれる教育長さんは、重々もう御承知と思いますが、これらは、守るためにあるんです、守るために。

余りにも教育的配慮で、指導、指導ということを繰り返されていかれますと、まだまだ、違うところで問題が拡大しようとしております。

きょうは、時間的にまだ一部しか私は紹介しておりません。最終的に、どうなるかと、双方の子どもたちが傷つくことになるんですよね、双方の子どもたちが。ルールを守ることを教える、これは家庭で当然のことだし、教育の現場でも当然のこと。そして実践すること、最もこれが大切な、そして必要な教育的配慮だと私は思っております。

ルールに従うということで、きちんと子どもたちにその規範の姿を、教育長さんの教育委員会の姿を、やはりルールは守るためにあるんだよという姿を、きちんと見せていただきたいということを強く、要望ではなく求めます。そして、私がここでまた同じ質問をしなくて済むように、よろしく願いますということで、最後にもう一度、教育長さん、しっかり自分の今の決意なり姿勢なりを語っていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほども、何度も申しておりますが、部活というのはやはり自主的・自発的な活動で、子どもたちの連帯感とか責任感を養う。そうしたところで、友達と部活をしながら、やはりそういった喜び、部活を通して喜び、あるいは連帯意識を持てるような、そうした部活の指導。現在、部活動は、昔は私どもが子どものころは、全員加入というものでしたけれども、今は全員加入制ではない学校もかなりあります。

そうしたところで、子どもの自主性に任すということで、やはり部活本来の趣旨が生かせる。また、転校、通学区域に関しましては、私どもは、ルールに従ってきちっとやる、それは当然ですが、保護者の方の良識ある判断というのをやっぱりこれからもお願いしてまいりたい、そういうふうには、そしてこのルールが守れるように取り組んでいきたいとい

うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） じゃあ、この件については、しっかり私も追跡したいと思しますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。次は、企業誘致への取り組み姿勢についての質問でございます。

厳しい経済情勢が続き、市内の商工業関連の中小企業は大変疲弊する一方で、経済も低迷の一途にある中、その打開、活性化策として大変有効だと思っております。企業誘致についての取り組み姿勢についてお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

企業の立地は、新たな雇用と所得の創出を通じて、地域経済の活性化の基礎となるものでございまして、本市にとりまして非常に重要な課題であると認識しております。本市では、担当部署としまして、平成20年度に企画政策課内に企業立地推進室なるものを設置しまして、担当職員4人の体制で企業立地推進に向け、取り組んでいるところでございます。

立地活動といたしましては、市内の工場や本市に進出している企業の本社などへの企業訪問を、山口県企業立地推進室や山口県東京事務所等と連携して、積極的に行いまして、企業のニーズや動態を把握するとともに、新設や増設時の奨励制度の周知、あるいは、事業用地の紹介などを通して、新たな企業立地の誘導に努めているところでございます。

私も、毎年、定期的に、広島や東京方面の企業本社に出向きまして、企業トップの方々との情報交換や市のPRを行っているところでございます。本年度からは、担当者による東京・大阪方面の企業本社への訪問にも力を入れまして、積極的な誘致活動を行っております。来年度は、さらに北九州方面も視野に入れた企業訪問活動を展開し、企業立地につなげていきたいと考えております。

このような地道な企業訪問の結果、企業との信頼関係が深まるとともに、業況などのデータの蓄積ができてきて、企業の増設計画等の早い段階から相談や情報提供をいただき、本市からの支援制度の御紹介や各種の届け出や申請等のお手伝いをする機会が得られておりまして、今年度は、複数の企業から工場増設のお話をいただいているところでございます。本市の工場増設のお話をいただいているところでございます。

本市への進出を機に、本社を防府市に置かれたある企業では、開設時からの本市の行き

届いた支援に対し、お褒めの言葉もいただいたところでございます。

また、企業の新設や増設時の大きな判断要素となります、工場等設置奨励制度につきましては、これまでも、対象業種の拡大をするとともに、投資額や雇用人数の要件を緩和するなど、企業が進出しやすい条件を整えておりまして、今後、さらなる企業立地を推進していくため、支援措置の拡充に向けた検討を進めてまいります。

御質問のございましたか、お気づきになっておられる用地の確保についてでございますが、本市では、造成した企業用地は完売し、県内有数の工業地帯を形成しているところでございます。

新たな企業の進出には、さまざまな条件が整うことが必要でございまして、本市などの地方都市の置かれている現状を考えますと、容易にはまいりませんが、地道な活動を継続し、本市の誠意をお伝えすることで、信頼関係を醸成していくことが、企業の進出や設備の増設につながるものと考えております。

今後の企業用地の確保につきましては、昨今の経済情勢や企業動向などを考えますと、すぐに確保することはできないと考えておりますが、企業進出の具体的な進み方次第では、それに合わせて企業用地の整備等を総合的に判断しまして、必要に応じて確保してまいりたいと存じます。

なお、現時点での具体的な用地のお話に対しましては、企業の所有する未利用地の紹介や、社団法人山口県宅地建物取引業協会防府支部から情報提供を受けたものにより、企業からの御相談にお答えしております。

また、さきにも述べました企業誘致に関する職員体制につきましては、現在、企業立地推進室の4人体制で業務を遂行しておると申しましたが、新年度には、組織改編を行いまして、より充実した体制を構築したいと考えております。

企業立地の推進は、地域経済の活性化や雇用の創出等の面から、本市にとって、今後、さらに重要な課題となってまいります。本市への企業立地について、十分な成果が上げられるよう、強い意気込みを持って全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） ちょっと時間があれですが、まとめていきたいと思えます。

大変力強い御答弁でございました。ちなみに、お隣の山口市は、企業誘致のためにデータバンクに登録して情報を入手しております。これは大変有効な手法でございます。

先ほどからのお話、これまでの企業誘致の話では、地元の既存企業を山口県と一緒に訪問し、増設・新設云々という話が、もう何回もこの話は聞きましたけど、何か私の

受け取り方ですが、同じグラウンドの中をぐるぐる回って、新たな創出が、この近年、生まれてないと。この二、三年、新たに誘致された件数は恐らくないと。自主的にその下請、下請という関係で出てこられた件数はありますが、ないと。

で、もう1件、宇部市。宇部市は女性の市長でございますが、ことしは全国企業立地フェアに出向かれ、奇抜な優遇措置を打ち出されて注目を集めておりますが、昨年は、またデータバンクを通じて、全国の社長さんになられている山口県出身の方々全員に、データバンクを通じ、そういう紹介や案内等々をされていると。大変積極的に行っておられます。

さて、私は、山口市の市広報、11月1日号、これをちょっと見まして、何かちょっと愕然としたというか、何か寂しい思いがしました。

それは、先ほど11月1日号、市政トピックスという欄でございますが、見出しが、「王子ゴム化成株式会社が新事業所の建設を決定」と、これは本社が防府市ですよ。本社が防府市の会社が、山口市に新しい事業所の建設を決定という記事を読みまして、どうなんかなと、大変寂しい思いがしました。

その社長のコメントが、「地元山口のために頑張りたい」というのもこれ、載っております。大変悔しさと寂しさを感じましたが、ほかに、本社が防府市にある丸久、青果部門が手狭ということで、今、山口市に進出しております。これらについて、事前に情報は入手をされているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、2社、山口市への進出ということの情報でございますけれども、1社についてはお聞きしておりますが、1社については、ちょっと聞いておりませんでした。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） そのぐらいの程度のことでしょう。で、1社に聞いているというのは、1社はどのような理由で出られたのか、それを分析をされたのか、そして引きとめ策はされたのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私が存じておる1社につきましては、平成7年当時に、実は、山口市のテクノパークのほうに進出をされたところでございまして、そういった状況をお聞きしておりましたので、私どもも企業訪問する中で、なぜ山口市のほうへというようなことでお聞きもしております。

そういった中で、当時のお話でございますけれども、一応、防府市に本社はございます。しかしながら、本社が手狭だということとあわせて、これは、ゴム事業だったと思うんで

すけれども、新たな需要に対応するための工場を山口に求めたと。

そして、その時点で、土地が安かったから行かれたのかなというような感触を受けました。その時点で、私どもといたしましては、本社工場、あるわけでございますので、防府市において工場の増設を切にお願いしてまいったところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○7番（三原 昭治君） その当時、聞かれたということで、何の事業だったかというのがおわかりにならないというのが、また不思議な話だなと。

当然、何の事業で出られるかというのは一番の目的でありますので、そのぐらひは理解されているかと思いましたが――何かおかしいですか、部長。今、笑うたけど、おかしい……。

当然、そのぐらひのことは把握されていると思いますけど、その出られた会社に私は尋ねました、前社長ですけど。大変御立腹でございました。誠意がないということをおっしゃってました。どういういきさつがあったか、私にはよくあれですが、市に土地はないかというお尋ねもしたと。自分で探してくださいというようなことをおっしゃったと。これは一方の話ですから、これが正しいか、本当かうそか――うそというより、正しいか正しくないかはわかりません。

それで、もう時間があんまりないんですけど、市長は、先ほど、大変積極的にやると。これ、御紹介ですけど、これが防府市の企業案内のパンフレットです、これが。プリントアウトしてその場でホチキスでとめたやつです。

これが、山口市と宇部市です。やはり企業も皆さんもそうでしょう。まず、印象・イメージというのは、大変第一印象・イメージは大事です。行財政改革でこのように節約されたのかわかりませんが、こういうことができおりません。

そして、先般もお聞きしまして、具体的に聞いとらなかつたんですけど、人・物・金という部分があります。物は土地がない。先ほど完売していると、これ、平成3年に完売しておるわけですね、もう、それからずっと土地がないということです。

それから22年度の活動費、その活動費の内容、内訳をちょっと教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 22年度の活動費といたしましては、企業訪問用の出張旅費等を使っている部分でございます。これは広島方面ほか、県外旅費も含めての予算でございます。金額は22年度は約1万8,200円となっております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員、時間がなくなりましたので、よろしく。

○7番（三原 昭治君） 今、出張費が1万8,200円ですよ、1万8,200円。例

えば、先ほどから東京・大阪、出張をされると、お願いにあがると言われましたが、1万8,200円では、早得切符を東京まで買って1万6,000円、帰って来れませんよね、のような状況の中でございます。これは22年度までのお話であります。

先ほど、壇上で市長は、強い意気込みを持って新年度からも組織改革も行い、対応していくんだということでした。

そこで最後の質問ですが、本当にその言葉が、市長が思われている言葉が本当であれ、本気であれ、本腰で取り組もうとされるなら、まず、今の室を課に格上げして、兼任職員を専任職員において対応するというを私は行うべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 山口市さんや宇部市さんのお話を例に挙げられまして、いろいろお話がありましたが、山口市さん、宇部市さんは、莫大な未売の土地を所有しておられて、何千万円という金利負担を毎年しておられる。もはや、売らなければどうにもならないというせっぱ詰まった状況の中で、パンフレットにしても防府市のものに比べれば、それは立派なものもおつくりになるであろうと思います。

本市といたしましては、本市のおかれている環境の中で、可能な限り精いっぱい努力を努めてまいりたいと思っております。

ちなみに、企業の立地推進室につきましては、今まで兼務体制で、4名で行っておりましたが、その中に1名、専門の者を配置させるべく、今、準備をしておるところでございます。

おのずと、その環境の中での置かれている立場というものが、都市の中にはございまずこと、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 時間が参りましたので、三原議員の質問を終わります。

○7番（三原 昭治君） いや、ちょっと待ってください。これ、最後で終わります。

○議長（安藤 二郎君） はい。

○7番（三原 昭治君） すみません。今、言われました、それぞれの都市でそれぞれの環境がある、当然のことです。

しかし、市長は、先般の質問でも「現在に安住することなく」という言葉を使われております。今の答弁は、何か現在に安住した答弁に私は聞こえました。積極的な対応を望みまして、ちょっと時間過ぎてすみません、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い質問したいと思っております。

まず、「ニューのしま」の代船建造についてでございます。

野島と本土を結ぶ唯一の航路を担っている「ニューのしま」は、平成10年4月の就航で、既に13年半を経年、法定耐用年数は9年で、法定耐用年数の1.5倍の長期にわたり運航しておりましたが、11月23日にエンジン停止事故が発生し、島に座礁し、船体は三十数カ所の穴、キールの変形等により、廃船を余儀なくされてしまいました。

地元の方の話では、過去の渡船、「すおう」の代船は耐用年数内で建造されており、「ニューのしま」の代船建造を幾度となく要請したが、聞いてもらえず、その意味において、今回の事故は起こるべくして起きた事故であるが、島に乗り揚げなくてよかった。沖に流されて、貨物船と衝突でもしていたら大変な事故になっていたと、そういう話をしておられました。

それはさておき、ことし6月の野島海運の役員会を経て、国に新船の建造を打診したところ、航路改善協議会を設立した上で、野島・三田尻航路改善計画の策定を指示され、国土交通省中国運輸局職員を会長として、8月3日、第1回目の航路改善協議会が開催され、第2回目は、12月末、よいよ末の、たしか27日というふうに聞いております。

私は、国の協議会設置指示には何か意図があると疑念を持ち、一般質問の準備をしていたら、このたびの事故発生でございます。そして、現在は、昭和59年建造の予備船「のしま」を運航する一方、中国運輸局長等に新船の早期建造を要望し、国も最大限の協力をすると回答があったとの行政報告が、さきになされたところでございます。

そこで質問いたしますが、まず、「のしま」は経年27年の老朽公船です。ハンマーで船体を打診したら穴があいたことがあると、地元の人は言っております。いつ故障が起きても不思議ではありません。事故は繰り返してはなりません。そのためにも、早急に代船を手配すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、新船建造が喫緊の要事ではありますが、設計費等、平成24年度当初予算における市予算措置の方針についてお尋ねをいたします。

また、新船建造に当たっては、航路改善計画の策定を指示されたことから、私としては、国のもくろみは、島民の減少を理由に、船の小型化をねらっているのではないかと危惧しております。

「ニューのしま」はほとんど欠航がありませんでしたが、小型化されれば、しけや荒天時など、大幅な欠航の増加が想定されます。島民の方にとっては、唯一の生活道路です。

渡船通学をしている児童・生徒もおります。安定運航の観点から、むやみに小型化すべきではないと考えますが、執行部の決意をお伺いいたします。

また、現在、資源ごみ、不燃ごみ――瓦れきですが――は月1回、老朽公船「のしま」で本土に輸送、クリーンセンターに搬入されておりますが、積みおろしの負担軽減のためにも、新船では、これらを積んだ軽トラック2台程度を積載可能な船を建造すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

次に、野島・三田尻航路は、島の皆さんにとって、言いかえれば道路であります。本土では道路はただで使用されております。とはいっても、国を説得するためには、説得力のある経営改善計画を策定することも肝要であろうと思います。

この場合、野島にある資源といたしましては、海水浴と魚釣りぐらいしかないと考えております。海水浴は、夏場だけですが、魚釣りはオールシーズン可能でございます。

現在、年間9,000人程度の釣り客が渡船を利用しており、大きな収入源となっております。近年、自然相手のレジャーが見直されておりますが、県内では下関、光のフィッシングパークもにぎわっているとうかがっております。

そこで、過去何人かの先輩議員が質問してもおられますが、野島の活性化、子どもたちの自然との触れ合いの場の提供、航路の経営改善の観点からも、野島にフィッシングパークを整備する考えはないか、お伺いをいたします。

以上で、第1点目の質問といたします。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、議員、法定耐用年数を過ぎて、あたかも老朽化して使えない船を、野島海運が使っていたかのような御発言がございましたが、これは大きな誤りでございます。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令というものの中に定められているものでありまして、我々の自動車とて同じこととございます。島民の安全を最優先に考えながら、適宜、定期健診を受け、必要なドックに入れて、修理も加え、安全運航をまず最優先に考えて運航していたという現実を御理解をいただきたいと存じます。

それでは、質問に答えます。

1点目の「ニューのしま」の代船建造についてのお尋ねでございましたが、有限会社野島海運が運航する野島・三田尻航路は、野島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関として、島民の皆様や観光客等の足として、茜島シーサイドスクールの渡船通学の船としても、また、生活必需品等の物資の輸送機関として、重要な役割を担っております。

この野島・三田尻航路におきまして、11月23日夕刻、「ニューのしま」のエンジンが停止し、東方向に流され、野島の津久美浜に乗り揚げの事故が発生いたしました。

実は、この「ニューのしま」、11月3日から11月11日まで、エンジンの調整のためにドックに入れて、そして、そこから帰ってきた直後の状況でございます。

事故の状況や当面の対応等については、さきに行政報告をさせていただいているところでございます。改めて、事故に遭遇された皆様に、心からお見舞いとお詫びを申し上げる次第でございます。

現在は、一日も早い新船の建造、就航がかなうよう、各関係機関へお願いし、準備を進めているところでございます。

御質問のございました、現在、事故船にかわって就航しております予備船「のしま」は、船舶安全法に基づく船舶検査に合格をして、航路運航を行っておりますが、船齢が27年と、古い船でございますため、11月29日に、中国運輸局長にお目にかかりまして、定期船として就航可能な船舶の手配を強くお願いをいたしてまいりました。

現在、日本旅客船協会や造船所等を通じまして、急いで、代船の手当てのために探しているさなかでございます。

次に、新船建造に向けての予算措置についてでございますが、新船建造の手法といたしましては、「ニューのしま」と同様に、有限会社野島海運と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR TTと申しておりますが、ここの共有建造を考えておりまして、建造に係る費用につきましては、建造の翌年から、離島航路補助金として、国・県・市が補てんしていくこととなります。

新船の建造に当たりましては、御案内のように、野島・三田尻航路は、島民の唯一の生活航路でございますので、その役割が果たせるよう、波の荒い海域であっても、船舶の安全性及び運航の安定性が確保できる適切な規模の船舶を建造したいと考えております。

また、仕様につきましても、島民の皆様の快適な生活環境に資するよう、配慮したものにしたいと存じます。

次に、御質問の2点目のフィッシングパークの整備についてのお尋ねでございましたが、野島・三田尻航路の運営につきましては、御承知のとおり、野島海運の欠損金を毎年、国・県・市の離島航路補助金で全額補てんいたしてございまして、持続的な安定経営のためには、航路利用客を確保することが重要な課題となっております。

そのための取り組みといたしましては、地元の皆様と連携して、山口県漁業協同組合が主催されます「野島の浜市」や、地域を挙げての祭りの開催に合わせて、臨時便を運航し、地域の活性化と航路利用客の増加を図っているところでございます。

御提案のように、家族連れで気楽に楽しめるフィッシングパークを野島に整備することは、島の活性化を図り、市民に自然との触れ合いの場を提供すると同時に、離島航路の安定経営に寄与することができる事業であると考えております。

しかし、何分にも、施設の建設や運営面において多額の経費を要するものでございますので、当面、実現は難しいと考えております。

野島には、釣りに適した岩場などが多く存在しまして、魚種も豊富で、釣果も期待できますことから、多くの釣り愛好家が訪れ、自然を満喫しながら釣りを楽しんでおられます。

釣り客の皆様が野島に来ていただき、地元との交流が図られることは、島のにぎわいととともに、離島航路の大きな収入源にもなっておりますことから、今後とも、絶好の釣り場であり、四季折々の魚種をお楽しみいただける野島が大いに利用され、島全体がフィッシングパーク的な存在になることを期待しておりますので、島を訪れる方々が少しでも快適に過ごすことができるよう、可能なことから取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 私が法定耐用年数と申し上げたのを省令という言葉を使われましたが、それを法定と言ったんであって、何らおかしいことはないということをもとに申し上げておきますが、それと質問に答えがなかったんですが、島の人口が減ることによって、船も小さくていいということがあってはならないと、渡船通学もあるわけですから。ということで、現在の「ニューのしま」は67トンというふうにかがっておりますが、それと同程度の船をつくる覚悟があるのかどうか。

そして、資源ごみ、あるいは瓦れきの積載は、現在、「のしま」で月1回やっておりますが、これを軽トラがそのまま積めて、クリーンセンターに持っていけるというようなことにする考えはないかということについては、まだ、答えはいただいてないと思いますので、再度、お願いしたいと思っております。

それと、フィッシングパークについては、建設運営費に多額の金を要するので、考えてないということですが、それでもって、同程度の船を運輸省が認めてくれるのなら、僕たちは、何ら差し支えありません。

しかし、岩場があつて市民に喜ばれていると、釣り客に喜ばれていると、子どもは行かないんですよ。子どもはフィッシングパークでないと釣れないんですよ、危なくて。ということをもとに申し上げておきたいと思っております。

そこで、もう1点は、この船には、事故後、アンカーは打ったのかどうかということをお尋ねをします。

そしてもう1点は、今、運航している「のしま」、そして、今までの「ニューのしま」、三田尻と野島間の実際の、時刻表じゃなくて、所要時間は幾らであったか。そして、学校の授業には全く支障がないのかどうかということをお尋ねをします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、壇上で答弁をいたしたと思っておりますので、いま一度、申し上げます。

新しい船は、島民の唯一の生活航路でございますので、その役割が果たせるよう、波の荒い海域であっても、船舶の安全性、運航の安定性が確保できるよう、適切な規模の船舶を建造したいと考えております。

また、仕様につきましては、島民の皆様の快適な生活環境に資するよう、十分配慮したものにしていきたいと思います。

同じ答弁でございますが、申し上げさせていただきますが、私が市長に就任をいたしました、平成10年の実は2月だったと思いますが、今の「ニューのしま」が就航したと記憶いたしております。

その「ニューのしま」を建造するに当たって、いろいろ御相談等に乗っていただいた島の有力な方々の中の一部から、早いばかりでも困るんだと。軽トラックぐらいが積めて、そして、それがごみを収集して回って、それをまた、船に乗せてこっちへ帰ってこれれば、随分と手間も助かるし、いろんな面でええんじゃったんがのうと、こういう御指摘をいただいたことを私はよく覚えておりますし、今もそのようなお気持ちがおありであるんだと、改めて感じたところでございます。

ございますが、いろいろな観点から、心当たりは中国運輸局、あるいはまた国交省の海運局の内航課等々とも協議をしていく中で、そのようなことがかなうのか、あるいはまた、予算措置がいただけるのか、あるいはまた、それが一刻も早い建造に間に合っていくのかとか、時間的な問題とか、種々のところから考えてまいりたいと思っております。

2点目と3点目の御質問につきましては、担当の者より答弁いたさせます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） その他のことでございますけれども、今、一応、「のしま」の所要時間、これは35分でございます。現在、今、補助船といえますか、「ニューのしま」にかわって運航している船につきましては、35分かかっております。それと「ニューのしま」については27分でございます。

そしてまた、渡船通学されている生徒の皆様には、御不自由はかけていないことを確認しております。

それと、アンカーについてでございますが、当時、「ニューのしま」、アンカーをおろすべく一生懸命やったわけでございますけれども、少し波が高かったということで、おろせなかったというふうに聞いております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 今、答弁いただきましたが、軽トラが積載可能の答弁のところは島民の安全と何とかということで、非常にオブラートというよりは、新聞紙に包んだような回答だったんで、私も聞き漏らしたということでございます。

現在の「ニューのしま」と同程度の規模の船ということも、役割が果たせるようということで、これも似たような回答であったかと思いますが、いいほうに解釈をして、今の「ニューのしま」が67トン、100馬力のエンジンが2基、27ノットの船でございます。

その程度の船は、島民の数は減ってもできるものというふうに解釈をしておきますし、そこで1つだけお尋ねしますが、今、資源ごみや瓦れきを野島で船に積むときには、だれが積んでおるのかをお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 担当のクリーンセンターの所長さんも、ようわからんということは、クリーンセンターの職員は行ってないということですよ。要するに、島民が「のしま」に積んでいる、これしかないんです。

野島の島民も、高齢化がどんどん進みます。本土であれば、ステーションに瓦れき、あるいは資源ごみを集めたら、クリーンセンターの、あるいは委託業者が取りに来て、全部積んでくれるんです。

だから、軽トラが積めないのであれば、積めるような船をつくらなければ、クリーンセンターの職員が野島のステーションまで行って、船に積む作業をしてほしい。これが公平平等の行政だということを申し上げて、この質問を終わります。

次は、時間の都合上、配分を間違っただけで、もう少し質問をしたかったんですが、次にまいります。

次の項目、高齢者等の足の確保についてでございますが、まず、バス路線の改善とコミュニティバス、デマンドバス等の運行についてでございますが、去る10月20日に、議会の総合交通体系調査特別委員会が開催され、10月15日から11月15日を生活交通利用促進月間として、バス利用促進のPR等を行い、このうち、10月15日から21日の7日間、バス料金半額キャンペーンを実施、防長バスの利用者促進を図ってまいりました。

また、平成22年4月から既定路線の一部振りかえで、開作経由小茅線、晒石経由小茅線を新設され、阿弥陀寺線の経路一部変更を実施したことも報告をされました。

このうち新設2路線につきましては、地元の強い要望により実現したもので、利用者も増加しており、住民には喜ばれている上に、収入増にも寄与するという二重の成果が上がっております。

しかし、阿弥陀寺線のほうは、市民からの要望ではなく、行政の都合で変更したもので、逆に利用者が減少しているということは、大変残念と思っております。

そこで質問ですが、1点目は、バス料金半額キャンペーンによる利用者促進の成果は、いかほどであったかお尋ねします。

2点目は、住民の要望の強い経路は、路線変更による実績が上がっていることが実証されておりますが、現行の向島の小田や郷ヶ崎から防府駅に至る路線の一部を、沿線に大規模量販店あるいはホームセンター、医療機関、市役所など、日常生活に必要な機関があることから、かねてより、もう5年も6年も前からですが、向島や横入川地区の方々の要望が強い、東須賀から新田、鞠生松原、市役所経由に振りかえることを、バス事業者に強く要請してはいかがかということでございます。

また、表に出ていない住民ニーズを発掘するために、自治会連合会等を通じて、路線変更等の住民意向を聴取してはどうか。この件では、徳山高専に研究依頼をされているということが、先日の本会議でも答弁がありましたが、学者等の意見より、そこに住んでいる地区住民の声、最も的を射たものであると私は思っております。

3点目は、交通安全の観点からも、高齢者の運転免許証返納が叫ばれておりますが、自家用車にかわる足の確保ができなければ、推進は難しいと思います。これも先日の本会議でも出ましたが、私も、90歳を超えて車を運転している人を何人も知っております。

山口市は既に、コミュニティバスやデマンドバス等々を縦横無尽に運行しております。防府市も実施に踏み切る時期に来ていると考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点について所見をお尋ねします。

次に、高齢者、障害者等へのバス運賃助成制度の創設についてお尋ねをいたします。

山口市では、高齢者や障害者、要介護認定者等の足の確保、外出の支援策として、バス運賃助成制度やお出かけサポート事業を実施しています。キャッチフレーズとして、「住むなら防府」をうたう防府市として、せめて山口市と同程度の制度を設ける考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 御答弁にお答えする前に、先ほどの野島の渡船通学の件で

私が回答しました中で、野島の生徒は間に合わん、いわゆる船で間に合うのかというような御質問の中で、朝は余裕を持つために、5分の、授業時間を短縮しているようでございますので、その辺、申しわけございませんでした。御説明を申し上げます。おわび申し上げます。

それと、私からは、高齢者の足の確保についての御質問にお答えいたします。

高砂議員の生活交通の活性化についての答弁と重複する部分もあるかと思いますが、その点は御了承をお願いいたします。

生活交通の中でも、路線バスは、高齢者や学生など、車を運転しない人にとっては、欠くことのできない大切な移動手段でございます。

また、路線バスは、車に比べて環境に優しく、だれでも利用できることから、今日の急速な高齢化の進行や地球温暖化をはじめとする環境問題を背景に、その重要性が高まっております。

防府市では、平成21年3月に策定した「防府市生活交通活性化計画」に基づき、路線バスを中心とした生活交通をみんなで守り、育てていく取り組みを行っております。

その取り組みの一つとして、普段、路線バスを利用していない人が、路線バスを利用してみるきっかけづくりとして、今年度は、10月15日から11月15日までを防府市生活交通利用促進月間として、路線バスの利用促進を図ってまいりました。

期間中には、バス事業者の協力により、市広報やイベントを利用して、市民の皆様へバス半額券をお届けいたしました。このバス半額券は、10月15日から同月21日の1週間の実施期間で、延べ2,130人の方に御利用いただいております。

また、半額券のチラシ裏面に、路線バスを利用した観光プランを掲載いたしましたところ、市民の皆様から、路線バスを利用して、大平山や右田ヶ岳に行ったとのお声をいただくことができました。バス半額券につきましても、これからも続けてほしいという御意見も多数いただいているところでございます。

利用促進月間のその他の取り組みといたしましては、10月に開催されました、第19回愛情防府フリーマーケットにおいて、ノンステップバスの展示のほか、クイズやバスの部品販売等を行いました。中でも、親子連れの方には、運転席での写真撮影やお絵かきコーナーが好評でございまして、ブースの周辺は終日にぎわっており、路線バスの利用についてのPRができたものと感じております。

また、路線バスの中にバスの絵を展示する移動絵画展には、84点の応募があり、11月下旬から市内の一部の路線バスで展示が始まっております。

11月15日には、防府市立右田小学校の2年生81名を対象にバスの乗り方教室を開

催し、クイズや実演を通して、路線バスの基本的な乗り方やおり方などを実際に体験していただきました。

このようなイベントを開催することにより、路線バスへの理解と愛着を持っていただき、路線バスをみんなで守り育てていくことにつながってまいりたいと思います。

今後も、バス半額券の取り組みを初め、防府市生活交通利用促進月間における各種イベントを実施することにより、潜在需要の発掘に努め、路線バスの利用促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、現行の防府駅小田港線の一部を県道防府停車場向島線経由に振りかえることにつきましては、平成19年に、地元からの御要望をいただき、市はバス事業者に対して要望を行いました。路線を変更することにより、日ごろ、路線バスを利用して三田尻地区の病院等へ行っていらっしゃる、既存利用者の利便性が損なわれることが懸念されることから、残念ながら、現在のところ実現に至っておりません。

今後は、さらに地域のニーズ等を再確認し、必要に応じてバス事業者に路線の一部変更を要望してまいりたいと存じます。

また、バス路線の改善につきましては、地域ごとに異なる実情を十分に把握し、地域との対話の中で進めていくことが重要と考えておまして、御提案の、自治会連合会を通じた路線変更等のニーズ調査につきましても、バス路線のあり方に地域の声を取り入れる有効な手法であり、今後、十分に検討させていただきたいと存じます。

最後に、コミュニティバスやデマンドバス、あるいはデマンドタクシーの実施につきましては、現在、徳山工業高等専門学校に対しまして、防府市におけるバス路線のあり方について研究を依頼しております。

その中で、防府市全域のバス路線網の再検証に加え、バス路線の空白地域の研究もしていただいております。今年度末には、防府市のバス路線に対する客観的なデータに基づいた研究結果をいただけることとなっております。

来年度は、その研究結果に基づいたアンケート調査を実施し、地域に適した路線や交通体系等を検討していただく予定としておまして、アンケートの対象としては、路線バスの利用者だけでなく、現在、路線バスを利用していない人の意見も取り入れることとし、アンケート項目には、高齢者が病院や市街地へ行くための交通手段や交通費等に関する質問も取り入れ、より広い市民の御意見を研究に反映していただくこととしております。

議員御提案のコミュニティバスやデマンドバス、デマンドタクシーにつきましても、この研究の中で検討していただくことも可能ではないかと考えております。市といたしましては、その研究成果等に基づき、本市にふさわしいバスの運行形態等を検討し、構築して

まいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 私からは、高齢者、障害者等へのバス運賃助成制度の創設についての御質問にお答えいたします。

買い物や医療機関への通院など、生活を維持していくために必要不可欠な移動手段がバス利用しかない高齢者で、年金が唯一の収入源であるような方については、頻繁なバス利用が生活を圧迫するであろうと推察されます。

また、障害者の方につきましても、現在、バス事業者による半額割引等の制度はございますが、将来の自立を目指して、就労支援施設等にバスで通所されている場合などは、その負担は軽いものではございません。

したがいまして、バス運賃助成は、バス利用がなければ自立した生活を送るために支障があるような、高齢者や障害者の方にとりましては、必要な施策であると認識しております。

高齢者に対するバス運賃助成について、県内他市の状況を調査いたしましたところ、山口市、宇部市、岩国市、下関市が既に実施されており、ことしの8月から、下松市が新たに始めておられます。

各市のバス運賃助成制度の内容でございますが、助成期間は、下関市が敬老助成の一環として、期間を限定した実施となっており、他の4市は、すべて通年実施となっております。

助成対象は、下松市は年齢が75歳以上で、かつ高齢者のみの世帯で非課税世帯であることなどの幾つかの条件を設定しておられますが、他の4市はすべて70歳以上が助成対象となっております。

助成額は、下松市は、1乗車につき100円を助成されておられますが、他の4市は、1乗車につき100円の自己負担で利用できる制度となっております。

しかし、下松市を除く山口市ほか3市で実施しておられる、年齢要件のみの高齢者バス運賃助成制度は、多額の財政負担が必要となります。

ちなみに、昨年度、70歳以上の高齢者を対象とし、自己負担額100円という条件で試算いたしましたところ、年間で約1億2,000万円程度の財源が必要であるとの結果を得ております。

さらに、下松市を除く山口市ほか3市におかれましては、市営バス事業を行っているか、かつて行っていたという事情が背景があり、そういった都市間での実情の違いというもの

も、施策の実施に当たっては考慮しなければならないのではないかと考えております。

したがいまして、防府市でバス運賃助成制度を考えた場合、今年度スタートした下松市の制度は、対象者を必要性の高い高齢者に絞り込んだ、参考となる事例と考えますので、今後、実施状況を紹介するなど、実施に向けて、調査・研究に入りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 前段が長くて、実際の回答はどこにあったんじやろうかというような回答でございました。

徳山高専に委託するのもいいんですけど、先ほど言いましたように、住民が望んでおるのをこっちが、三田尻地区にも病院があるからと言うことはないんですよ。住民がそこに一部分回してくれって言ったら回せばいいんですよ。

防長交通の都合かもしれませんが、それだったら、それやってくれんのなら、防長交通に赤字補てん分の補助金を少しへずるでというぐらいの強力な姿勢が、僕は必要であるというふうに思っております。

それと、バス料金半額キャンペーンの成果についても、利用促進月間で、やったやった、何をやっただけで、その半額キャンペーンの成果、要するに、半額キャンペーン期間外ではどのぐらいの利用者があって、キャンペーンをやったことによって何千人増えたとかいう答えが欲しかったんですが、その答えは全くありませんでした。

しかし、もう時間もないですから、何の答えもなかったなということ。福祉優待バスについても、他市の状況を披露されただけですからあれですが、私は、それでは、「住むなら防府」というふうに市長はいつも言っておられる。山口との合併は流れたわけですが、せめて山口と同程度のこと、あるいは、足元ぐらいまでは追いついてほしいということで、ここで山口市の状況を披歴して、先ほど他市の状況をどんどん披歴されましたから、下関のことはいいです。山口市の状況を披歴して質問を終わりたいと思いますが。

まず、福祉優待バス乗車証交付ですが、市内の全路線のバスを対象として、70歳以上の高齢者、1乗車100円です、で行けると。障害者にあつては、身障者手帳の1級から3級、あるいは療育手帳Aの人は無料であると、無料ですよ、これで約1億5,000万円、1億5,400万円です。

そして、お出かけサポートタクシーといいまして、介護保険法の介護認定者、要介護1から5の方につきましては、タクシーチケットは1人1万2,000円分が渡されておるといふことです。

コミュニティバスにつきましては、4,700万円かけて、現在、吉敷・湯田ルート、

あるいは大内ルート、年間17万人も利用しているようでございます。これも大人は200円、70歳以上は100円、そして障害者の方は無料です。

あと、コミュニティタクシー運行事業として4,400万円、これは、もっと小さいエリアで、防府市でいうと、私の地区でいうと松崎地区と、こういうことになるんですが、その中に循環運行のジャンボタクシー、10人乗り以下ですけれども、これを現在8地域で運行しております。

あるいは、自宅から駅までの距離が1キロ、あるいは1.5キロ以上離れた方々には、グループで駅まで乗ってもらい、あるいは買い物に行ってもらいということ、1キロから1.5キロ離れている人については1万8,000円分、1.5キロ以上離れている人は3万円分のタクシー券が交付されているということです。

あるいは、路線バスが廃止された阿東町や徳地町に至りましては、生活バス路線として市が引き取って運行して、これに対して6,000万円、何と、こういう福祉関係だけで3億2,500万円も金を使っております。

あと、防府市のような赤字路線の補てん、あるいは障害者タクシーの助成ということを含めると、4億5,000万円を超える額が交付されているわけです。ぜひ、この中の1つでも2つでも、防府市が実行されるよう要請して、次の質問に移らせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） ただいまの山口、宇部、岩国、あるいは下関というふうなバス路線に対します補助というお話がございましたが、山口はたしか、防長交通へ引き継がれたときに、経営の補助的な感覚の中で、そういう制度を設けられたというふうに思っておりますし、宇部、岩国につきましても、現状で市営のバス事業を公営企業としてやっております。

したがって、公営企業の精神からいたしますと、割引とか、そういったものは、これはできないというふうに思いますので、これらにつきましても、形を変えた、非常に苦しんでおられる中での繰出だというふうに私は思っております。

あるいは下関につきましても、これは期間を限定してやっておるわけでございますので、そのあたりは御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 他市は、市営バスの赤字補てん策だと、赤字補てん策じゃろうと何じゃろうと、市民にとってはどうでもいいんですよ。市民にとっては、障害者はただで乗れ、お年寄りには100円で乗れるって、ありがたい話なんですよ。

赤字補てん策じゃろうと何じゃろうと、市民の一般財源を使って――起債を使っているわけじゃないですよ――使ってやっているんです。

それをやれって言っているわけであって、赤字補てんのためにとってどうのこうのって、その前提は全く無意味だということを申し上げて、3番目の質問に移らせていただきます。

次の質問は、9月議会から問題となっております、市長の辞任表明騒動の一因ともなりました、学校給食配送業務についてでございます。

まず、この件につきましては、市民の皆様にも、実態を理解していただくために、事の経緯を述べさせていただきます。

平成18年2学期から開始した中学校給食に関し、給食センターで調理した給食を富海、野島、小野中学校を除く8中学校に配送する事業を、当時、参加者2者による入札で日本通運が落札をしております。

契約期間は平成18年8月21日から平成22年度末、23年の3月末でございますが、契約金額は、平成18年度が1,619万3,427円、19年度から22年度は、毎年2,634万4,500円の、計1億2,157万1,427円で、この契約金額の中には、配送に使う車、3トン車4台の購入及び改造経費も含まれていただいております。

また、平成22年度当初予算で、平成23年度から27年度分の委託経費として、車の購入等経費を含め、1億3,392万5,000円の債務負担行為が計上されております。

しかし、その後、議会教育民生委員会の審議の中で、使用中の車の走行距離は、年約1万キロ、累計、これは2月現在ぐらいだったと思いますが、4万5,000キロということで、まだ十分使える。他市では10年以上、使用しているところもあるのではないかとということが判明しました。

従前と同じ方法、すなわち、車の購入費を加算して入札することは、車を5年で廃棄することを意味し、大変不経済であり、また、特定の業者を利することにもつながるとして、市が車を購入し、貸与する形にすべきとの意見が出まして、1年間、研究することとなり、私は反対いたしました。が、例外的に平成23年度、1年間に限り随意契約を認めることとなり、日本通運と約2,200万円で随意契約をしております。

そこで、24年度の検討が進められる中で、昨年2学期からセンター方式で給食を開始した長門市は、配送について、執行部の案は委託方式でありましたが、議会側からの注文で直営方式により実施しており、経費は委託するよりかなり安く上がっているという情報を得たわけでございます。また、山口市等はシルバー人材センターに委託し、相当安くやっているとの情報もございました。

防府市でも、小野小学校から小野中学校への給食配送は、中学校給食開始当初から、市

所有の軽トラックを使用し、運転手等はシルバー人材センターに依頼をしており、車は小学校に保管し、運転は、私の知人も担当しておりますが、いわゆるプロの運転手ではありません。しかし、何ら事故も、不都合も、今日まであったわけではございません。

そこで、防府市もシルバーへ委託してはどうかという意見もありましたが、諸事情から無理だとの結論が出され、議会側も了承したところでございます。

一方、防府市における直営方式と業者委託方式の経費比較が行われ、執行部の説明では、車は市が購入し、貸与する方法で、8校への配送は委託方式で、年1,952万2,000円、一方、直営方式では年2,242万6,000円で、直営方式のほうが約300万円高いとの説明でございました。

しかし、委員会では、直営の経費には、新たに正規職員1名の配置が必要として700万円、夜間の車の監視システムや運転手等の詰め所リース代として250万円が含まれており、対象職員の再雇用、あるいは節減を図れば、直営のほうがはるかに安価であるとの結論に達し、9月30日の本会議では、配送業務委託のための債務負担行為1億2,338万円を認めず、一方、自動車購入経費2,788万1,000円につきましては、すぐ発注する必要があるとして、可決という判断がなされたわけでございます。

その後、私も参加させていただき、長門市給食センターの実態を調査いたしました。長門市は、小学校10校、中学校4校に、配送車6台、配送員12名で配送をしております。ちなみに、防府市は配送車4台、人員は8名です。遠方の学校は、向津具小学校の23.6キロをはじめ、15キロ前後の学校が5校もあります。運行スケジュール表を見ると、結構タイトのようですが、無事故で運用されております。

条件や環境は防府市よりはるかに厳しいものですが、年間経費は約1,300万円程度でございます。もっとも、まだ1年しか経過しておりませんので、車検等経費は含まれていませんが、それを差し引いても直営のほうが相当安いのは間違いありません。

加えて、現在、小野小学校から小野中学校への配送は、シルバー人材センターが行っており、委託料は毎年、ほぼ100万円程度です。しかし、これもこのたび、業者委託するとして、2倍の約200万円が積算をされております。委託先を変えただけで、倍の経費が必要とされているわけです。業者委託が、いかに高いかの証左だと私は思います。

同じ効果を生むなら、安いほうを選択するのが常識であり、市民の税金を使う者の義務です。執行部の説明は、業者でなければ、安心・安全が保証できないと主張しておりますが、では、なぜ小野小学校から小野中学校へは、シルバー人材センターで済ましているのでしょうか。車も学校に置きっ放しです。全く説明が付きません。このような理由で、11月30日の本会議で、再度、この議案は否決されました。

以上が、これまでの経緯の概略ですが、11月24日の委員会審議の中で、執行部からは配送を業者委託することを前提に、車の購入費を計上したものであって、業者委託が認められていない今現在、まだ発注していないとの答弁があり、ごく一部の議員を除き、一応に驚きました。

しかし一方で、マスコミ情報ですけれども、市長は、議会がどのような判断をしても、業者委託の方針を変えないと述べられております。議会軽視、いや議会無視であり、これでは法の定める二元代表制を否定する独裁であり、到底、認めるわけにはいきませんが、それはさておき、そこには大きな矛盾がございます。

たとえ市長が主張されるように、業者委託の方針を貫くとしても、4月から自前の配送車は必要であったわけであり、間に合うよう発注すべきであったわけでございます。

さらに、執行部は、今から発注しても、来年3月納車は間に合わないとして、現在、配送業務を委託している日本通運に随意契約で委託するしかないと答弁をしております。日本通運と随意契約するがために、車の発注をおくらせているのではないかと、誤解を招きかねない言語道断の説明で、このため、11月30日の本会議で、学校給食配送用車両購入に関する予算の執行を求める決議が、18対6の圧倒的多数でもって採択されたわけでございます。

そこで質問ですが、遅きに失してはいますが、今現在というか、きょう現在かもしれませんが、配送車の発注の準備には入っているのかどうか、まずお尋ねします。

また、現在、日本通運が所有している配送車は、もとをただせば、市が購入経費を負担したものでありまして、委員会で、議員からは、不要となった時点で防府市に寄附してもらおうべく要請すべきとの意見もありましたが、日本通運は寄附は考えていないと回答があったようであります。

一市民としては、この日本通運の判断に若干首をかしげたくもなりますが、ならば、低廉な価格で購入することを日本通運に申し入れるべきではないかと思えます。

以上、2点について質問をいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいまの土井議員の御質問については、詳細、教育部のほうから答弁をいたすと思いますが、あなたの御発言の中に、私の一身上のことに関しての御発言がございましたので、あえて私も発言を許可いただきました。

私が、あのような挙に及んだのは、経費の問題だけではなくて、安全性が担保されないというおそれを、重大なおそれを私は感じているからでございます。

それは、まことに残念なことでございます。あなたと一緒に仕事をしてきた、この

13年の中の半分以上、一緒にしてきたわけですが、その間でも、588件もの車両事故が起こっていたことは、あなたもよく御存じのことであろうと思いますし、うち66件が、13年間のうちに、66件もの事故が、残念ながら、現場を立ち去ることができない、要するに、警察御当局に来ていただいて、現場検証もしなければならない、そういうような重大な事故、後ろに給食の荷物を積んでいた場合には、給食がお届けできなくなる。2時、3時になって、おにぎりなりあんぱんなりが配送されるというような事態が起きないとは限らないというおそれがあるということの中で、私は、そのような決裁をしていくことはできないと、こういう思いの中で、信を市民に問いたいということが2点目の理由であったわけでございます。

よくそこをお考えをいただきながら、後々、教育部の答弁も耳を傾けていただき、なお私は、今回は辞表は出しておりません。これは質問でも、記者団にも言われましたが、辞表を出すことではないと。教育委員会と議会がじっくり、しっかり話をしたいと、こういうことであったので、私はそれを了としたんであって、辞表を出すほどのことではないと。これからもしっかりと協議をして、議会の皆様方の御納得をいただいて、安心・安全な配送を、届けたいと。

小野小学校、中学校の兄弟給食の件も触れられましたが、これも、実は諸般考え、今回、民間にお願いするという事の中で債務負担行為を行っておりますので、そこらあたりも含めて、しっかりと今後、教育委員会としっかり協議をいただきたいと思っておりますし、まずは、教育委員会のしっかりした答弁をお聞きいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。簡潔にお願いします。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会では、平成13年の防府市行政改革委員会による「民間委託の推進について」の答申に基づき、学校給食配送業務は、平成18年の中学校給食開始当初から、民間業者に委託して実施しております。

この学校給食配送業務は、これまで6年間、交通事故や車両の故障等のトラブルは一度もなく、安心・安全で確実に給食の配送が行われており、防府市教育委員会といたしましては、今後も配送業務の専門的知識・技術を持っている民間業者へ配送を委託するという事を基本方針として、本年4月以降、8月までに、計4回の市議会教育民生委員会の所管事務調査を開催していただき、今後の給食配送業務委託について協議をしてまいりました。

その協議の中で、入札の公平性・競争性を高めるため、市が給食配送車を所有した上で、

入札で決まる給食配送業務の受託業者に有償で貸与し、受託業者が事業計画、運行管理、車両整備など、すべての業務を行う方法を提案したところでございます。

この方法であれば、どの民間配送業者でも、この給食配送業務に参入が可能で、かつ公平性、競争性を高めることができるということで、教育民生委員会委員の皆様方の御了承をいただいたものと考え、9月議会に給食配送車購入の予算と、この購入した車を業務の受託業者に有償で貸し出すことから、その使用料を特定財源とする学校給食配送業務委託の債務負担行為を一体のものとして提案したものでございます。

9月議会の教育民生委員会では、入札手続や落札業者の準備期間などを考慮し、車の購入予算と給食配送業務民間委託の債務負担を9月議会で御承認いただければ、入札で決定した民間業者により、4月からの給食配送を実施できること。県内の他市においても、平成22年度に光市が給食配送業務を直営から民間委託に移行させるなど、現在、長門市を除き、ほとんどの市が民間に委託している状況も御説明いたしました。

また、給食配送業務を民間委託で実施した場合と直営で実施した場合との比較を求められましたので試算し、直営で実施するほうが経費が多くかかることも御説明しました。

防府市教育委員会は、中学校給食が単なる物品の配送とは異なり、食の安全を確保しつつ、毎日、迅速かつ確実に配送されることが第一と考えており、現在の民間業者が実施されている配送水準を維持しなければなりません。

さらに、配送業務を確実に行うことができる用務員の準備や配置だけでなく、事故や故障等の緊急時に迅速な対応が可能な体制が不可欠となることから、これらに要する経費も必要となります。

御説明した直営の経費には、事故や故障等の緊急時に迅速に対応する方法、手段が決まっておらず、それに係る経費は含まれていないこと。これらの経費を考慮すれば、直営の経費はさらに高くなることも、教育民生委員会で御説明いたしました。

しかし、審議の結果、給食配送業務は、直営で実施することにより経費削減が考えられるとの理由で、民間委託の債務負担行為は削除されました。

その後、10月臨時会に、再度、給食配送業務民間委託の債務負担行為を提案しましたが、教育民生委員会では、事故や故障等の緊急時に迅速に対応する方法、手段について、他市がそういった対策をとっていないなくても、特に問題なく給食配送は行われているといった意見も出て不承認となり、先般、11月30日、同様の理由により否決されております。

しかしながら、防府市教育委員会は、現在、安心・安全に配送されている学校給食配送業務の水準が確保できることを前提に、専門の配送業務の知識、経験、ノウハウを持つ民間業者に、運転者の提供のみならず、定期点検を含む車両整備及び修理、燃料等の購入及

び給油、車両管理のための事務手続、緊急時の迅速な対応、事故処理等について、市が貸与する配送車の管理全般を行ってもらうため、9月議会に給食配送車購入の予算と、この購入した車の使用料を特定財源とする学校給食配送業務委託の債務負担行為を一体のものとして提案したものでございます。

したがいまして、学校給食配送業務は、当初から直営ではなく民間委託としておりましたことから、民間委託の債務負担行為が否決された状況では、配送車の購入予算を執行することはできません。

次に、現在の給食配送業務委託業者が所有している配送車についてですが……。

○議長（安藤 二郎君） 時間がなくなりましたので、答弁を終わってください。

○教育部長（藤井 雅夫君） はい。今、御質問にお答えいたします。

現在の受託業者が所有している配送車についてですが、業者に寄附を申し入れるよう議会から要請は受けておりませんし、教育委員会から寄附をしていただくよう申し入れを行ったことはございません。

防府市教育委員会といたしましては、今後の配送業務の形態を協議していく中で、選択肢の一つとして、現受託業者が所有している配送車を有効活用できないかとの考えから、有償での譲渡についてお尋ねしましたが、その時点では譲渡できないとの返事をいただいております……。

○議長（安藤 二郎君） あと何分かかりますか。質問に答えてください。あと何分かかりますか。

○教育部長（藤井 雅夫君） そのことは7月の教育民生委員会の所管事務調査において御説明をいたしました。（発言する者あり）

○議長（安藤 二郎君） 副議長、ちょっとお黙りください。あとは答弁を聞いて、ある程度、議員の説明もあると思いますので、その時間を議員に許します。若干の時間を議員、今から申し上げてください。

○教育部長（藤井 雅夫君） また、この配送車を低廉な価格で購入することを申し入れるべきではないかとのことですが、これまで申し上げましたとおり、学校給食配送業務を民間業務で行うための入札手続に着手できない現時点では、現在の給食配送業務受託業者に対して、配送車の購入の申し入れを行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） ちょっと時間が経過しましたが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、市長さんがおっしゃいました事故が大変多いということですが、これは市の職員が事故をしたんで、これは市の職員に対する安全教育が十分でないということの証左で、教育部から市長さんへのレクが行き届いていないのかもしれませんが、我々は市の職員がやれとは言ってないんです。長門市のように、民間から応募してもらって、バスやタクシーの運転手のOBの方、あるいは運送会社でプロとしてやってきた人のOBというような人を雇えばいいのではないかと、こういう話です。極端な言い方しますと、今、日本通運が再雇用等々で雇っていらっしゃる方をそのまま使ってもいいわけです。

加えて、小野小学校から小野中学校へは、先ほども言いましたように、シルバー人材センターに委託しておるんです。怖かったらシルバー人材センターに委託しちゃいけないかたじゃないですか。だからつじつまが合わないと申し上げているわけでございます。

そこで、寄附の申し出が議会からなかったと、こういう話ですが、であれば、寄附の申し出をされてはいかがですか。あるいは、有償の申し出の——低廉な有償での買い取りというか——を申し出をする気はないと、こういうことですが、それでは4月に間に合いませんよ、4月に。

今からもし、低廉な価格で売っていただければ、4月から間に合うんですよ、委託で。だから、ひょっとして、日本通運に自動的に随意契約でいくような仕組みになっているのではないかと危惧すると、こういうことを申し上げたわけです。

○議長（安藤 二郎君） それでは、土井議員、終わってください。

○2番（土井 章君） どちらの主張が正しいか、教育委員会の主張が正しいのか、私の主張が正しいのか、傍聴やインターネットを見ていらっしゃる方に判断していただくこととして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で2番、土井議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、1番、松村議員。

〔1番 松村 学君 登壇〕

○1番（松村 学君） 明政会の松村でございます。午前中にも企業誘致の質問がございました。私も存じませんでした。王子ゴムと丸久がまた機能移転ということで、非常

に寂しい思いをいたしております。私のところだけではないと思いますが、ここにおられる全員の議員の皆さんのところに12万市民の声が多数寄せられていると思いますが、就職がないとか、景気が悪いとか、お客さんが少ないとか、これはほとんどの方が毎日耳にされているのではないかと思います。ことし最後の質問になります。ぜひ12万市民が来年希望が持てるような踏み込んだ御答弁を切に願ひまして、質問を始めたいと思います。

それでは、景気雇用対策についてお伺いいたします。

6月議会でにぎわいの創出について質問をいたしましたが、時間がなく十分な回答が得られなかったので、積み残しという意味で再度質問いたします。このたびは絞って、景気雇用対策についてお伺いいたします。

防府の経済状況は現在でも危機的状況であり、待ったなしであります。ことしに入り3定例会で、この景気や雇用に関する一般質問は10人の議員が登壇し、今議会では6人も議員が力強い訴えをされ、今年度、議会でも多く議論がなされており、まさに早く防府の景気をよくしてほしいという市民の切望の声が、強烈に議会に寄せられることがうかがえます。

6月以降も防府市の有効求人倍率も6月0.47、7月0.49、8月0.54、9月0.58倍と、やや回復基調にあります。県平均0.75をいまだ大きく下回っています。ハローワーク防府の10月の就職率は39.6%であります。また、第四次総合計画では、企業の生産活動が活発に行われている市民満足度指標は、現状では22%であり、働く場所がたくさんあり、働きやすい環境が整っていると思う市民満足度指標は、何と8%という低い割合であり、市民アンケートによる施策の優先度では、企業誘致と雇用対策は第1位であります。前回も指摘させていただきましたが、防府のまちをぐるっと回れば、だれもが空き事務所に不動産の看板や、ビルや店舗が打ち壊され、しばらくすると、さらに更地の中に不動産の看板が立ち並ぶ風景を無数に目にします。

一方、前回の市長答弁では、マツダが北米の合弁工場での生産分を防府工場に移管して生産するとか、協和発酵バイオでは医薬、食用、工業用の原料の生産を段階的に本市に集約されるとか、防府の人やまちが活気づき、喜ばしいと答弁されました。それを入れれば、この11月11日に発表がありましたが、ブリヂストン防府工場で建設鉱山車両用の中小型ラジアルタイヤの生産能力を強化するため、総投資額を約47億円と決定されました。確かに防府にとって喜ばしいのですが、ここで重要なのは防府市がリードしてこうなったのかということなのであります。私の目には、単に企業判断や企業人たちの努力と、立地や利便性がよかったことが起因し、防府にとってよい結果になったとしか思えないのです。

なぜならば、前回指摘させていただきましたが、防府の企業立地専属の職員は兼務職員

が4人で組織されており、ゼロであること。企業誘致や雇用拡大に関する施策も、県内周辺市に劣っているからであります。何と言っても欠点は、防府の企業立地の利便性は高いと私も自負はしていますが、企業を呼び込む用地が確保されてないため、安価で、補助制度が手厚く、用地が豊富にある宇部市、山口市に企業立地しやすい環境にあることです。また、本市23年度企業立地に関する予算として、東京、大阪の出張旅費が32万円程度計上されているのみであります。

このような状況で、どの自治体も企業を迎えるためにしのぎを削って、新しい支援制度と破格の融資・助成金制度を確立する中で、今後、防府は企業城下町として栄えていけるのか疑問であります。防府はよそよりも特に景気が冷え込んでいると言われますが、そんな状況は、さきに述べたように、さまざまな資料やデータから読み取れますが、防府の総合的な景気浮揚を行うためには、たくさんの処方箋が必要になってくると思いますので、いろんな角度で質問いたします。

まず1点目ですが、現在平成24年度の予算編成時期に来ていますが、企業誘致や雇用の拡大を図るため、来年度以降取り組もうとしていることについてお伺いします。

また、23年度予算で計上していた32万円の出張旅費は、どのような成果があったのか。これが来年度のどのような方向につながったのか。

次に、多くの議員からも指摘がありましたが、企業立地推進職員、兼務職員4人体制は、来年度は補充、組織強化されるのか。

次に、工場等設置条例の制度拡充はどのように図られるのか。

次に、用地がなしでは企業を誘導することもできない。市として費用対効果も考慮し、2から5件程度の企業を誘致する用地を確保すべきではないか。

次に、2点目ですが、本年度、国の経済対策の交付金を受け、予算額5,000万円を計上し、リフォーム助成制度をスタートしましたが、この成果と来年度以降の見通し、今後の改善点についてお伺いいたします。

次に3点目ですが、官公需に期待する地場企業、零細企業は年々切望の声が強くなっております。本市では30万円未満の工事について、経営審査事項審査を受け、建設工事入札資格を有している業者から選定される小規模修繕契約希望制度があります。3月に同僚議員からの質問で、小規模事業登録制度導入に向け、来年度工事指名願を出してない業者でも参加できるように検討すると答弁がありましたが、検討の結果、登録参加のハードルはどの程度まで緩和され、手続の簡素化、限度額などの検討はされているのかお伺いします。

また、このたびの新焼却施設建設に向け、議会からも地元企業が数多く受注機会が図れるよう配慮してほしいという要望から、当局ではプロポーザルの審査に企業の地元発注に

ついて加重配点を取り入れ、現建設工事でも多くの地元企業が参加できていると聞きます。本市の数億円規模以上の工事になると、技術的制約があり、県外大手企業に頼らざるを得ないが、今後、下請発注の際は地元企業に極力発注してもらえるよう工夫できないか、お尋ねします。

以上、景気雇用対策の質問とします。執行部におかれましては、種々同じ質問もありましたので、答弁がダブると思いますので、その辺は省いていただいて結構です。簡潔な御答弁をお願いします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 1番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。簡潔にという、省いてもいいということでしたが、聞いておられる方々にも御理解をいただくためには、御説明を要する部分がございますので、重複する点がありますことをお許しをいただき、極力早口で答弁書を説明させていただきます。

重川議員の事業所振興対策についての答弁、また三原議員の防府市企業誘致への取り組み姿勢についての答弁、重複する部分がございます。御了承願いたいと存じます。

企業立地は地域経済の活性化や雇用の創出等の面で、市にとって非常に重要な課題であると認識しておりまして、企業訪問による情報交換や市のPR活動を中心に誘致活動を行っております。

まず、御質問の出張旅費による成果でございますが、今年度から市内に工場や事業所のある企業の本社や親会社など、東京、大阪方面の企業へも担当者が訪問しておりまして、山口県企業立地推進室と調整し、現在まで10社にお伺いしております。今回の本社等の訪問だけでなく、日ごろからの継続的な企業訪問により、企業との信頼関係の構築や業況などのデータの蓄積ができ、このことが将来の企業立地につながるものと考えております。

こういった企業訪問活動の結果、増設計画の早い段階から相談や情報提供をいただき、本市からの支援制度の御紹介や各種の届け出や申請等のお手伝いをする機会が得られ、今年度は複数の企業から工場増設のお話をいただいているところでございます。来年度は、さらに北九州方面も視野に入れて、企業訪問活動を展開し、企業立地につなげたいと考えております。

次に、企業誘致に関する職員体制といたしまして、平成20年度に企画政策課に企業立地推進室を設置し、4人体制で業務を遂行しておりますが、新年度は組織改編を行い、さらに充実した体制を構築したいと考えております。

また、お尋ねの工場等設置奨励条例の制度拡充につきましては、昭和61年4月に産業の振興と雇用の促進を図ることを目的に、防府市工場等設置奨励条例を制定し、工場等の新設等を行った事業者に対し、奨励措置を実施してまいりましたが、引き続き工場等の新設や設備投資を活発化させ、産業の振興と雇用の促進を図るため、平成23年4月に制度の一部を改正いたしました。

その主な改正内容につきましては、工場等設置奨励金、用地取得奨励金及び雇用奨励金のうち、工場等設置奨励金について、工場等の増設に係る奨励金の額を賦課された固定資産税額の50%から新設時と同じ100%満額に引き上げております。

議員御質問の制度の拡充でございますが、10月から11月までに実施いたしました中小企業の経営及び雇用等についてのアンケート結果をもとに、12月から来年2月末までの間で企業訪問を行いまして、中小企業の経営者の方々から既存の振興策の課題についての御意見、御要望等をお聞きする予定にしておりますので、その結果も踏まえ、検討してまいりたいと存じます。

最後に企業用地の確保についてでございますが、本市では造成した企業用地はすべて完売いたしまして、県内有数の工業地帯を形成しているところでございます。新たな企業の進出には、さまざまな条件が整うことが必要でありますので、本市などの地方都市の置かれている現状を考えますと、容易にはまいりませんが、地道な活動を継続し、本市の誠意をお伝えすることで信頼関係を醸成していくことが、企業の進出や設備の増設につながるものと考えております。

現時点での具体的な用地のお話に対しましては、企業の所有する未利用地の紹介や、社団法人山口県宅地建物取引業協会防府支部から情報提供を受けたものにより、企業からの御相談にお答えしております。

今後の企業用地の確保につきましては、昨今の経済情勢や企業動向などを考えますと、すぐに確保することには課題も多いと考えておりますが、企業誘致をするに当たっては、市が用地を持つことが必要との各議員の御提案もいただき、私も、あっせんするだけでなく、できれば一定の土地を持つことも必要かとも考えておりまして、改めて検討してまいりたいと存じます。

次に、住宅リフォーム助成事業の成果についてのお尋ねでございますが、市内の景気・雇用対策を目的とした住宅リフォーム助成事業は、平成23年1月臨時議会にて、「きめ細やかな交付金」を一部財源として5,000万円の事業が決定いたしましたので、事業主体となる防府商工会議所との協議を重ね、3月中には市内施工業者に対する説明会も開催し、5月1日付市広報及び商工会議所だより等で、5月9日から6月10日までの

1次募集の周知を行いました。

しかし、1次募集では予算枠を超えませんでしたので、募集期間を7月15日から12月28日まで延長すると同時に、随時募集方法へ変更いたしました。

その結果、現在までお申し込みの状況は順調に推移しておりまして、11月30日現在におきまして、申込件数630件、住宅リフォーム事業費7億円となっており、市内共通商品券助成に対する交付申請額は約4,600万円に達し、残り40件余りの申し込みで、予算枠を超える状況となっておりますので、リフォームを検討されておられる市民の皆様方は、早めにお申し込みをいただきたいと存じます。

また、リフォーム完了後に交付されます市内共通商品券が、現在まで約2,500万円に達し、それが市内の商業、飲食業、各種サービス業等で利用されておりまして、市内の景気及び商業の活性化につながっております。

今後の見通しについての御質問でございますが、市民の皆様をはじめ住宅関連業者及び商業関係者の方々から非常に歓迎されておりますことから、今年度の事業内容及び成果を検証した上で、来年度も継続する方向で関係機関と協議してまいりたいと存じます。

次に、小規模事業者登録制度の導入についてのお尋ねでございましたが、御提言のありました制度につきましては、市議会での請願書の採択及び本年3月、定例市議会での山本議員の一般質問を受けまして、実施に向けた検討を行っているところでございます。

具体的には、小規模事業者を積極的に活用することで受注機会の拡大を図り、本市の経済の活性化を図ることを目的とした要綱を制定の上、平成24年度からの実施に向けた作業を進めているところでございます。

対象となる契約は1件の予定価格が30万円未満の施設の修繕で、受注にはあらかじめ契約希望者として登録していただくこととしておりますが、登録要件につきましては、建設工事の入札参加資格を持っていない方を対象とし、市内に主たる事業所または住所を有している方で、経営組織、従業員数に制限は設けないこととしたいと考えております。

また、登録申請等の手続につきましては、申請者の負担にならないよう考慮するとともに、業種につきましても選択が容易となるよう、現行の11業種から拡大することとしております。本制度は、市内の小規模業者への受注機会を確保する制度でもありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、市内下請の活用についてのお尋ねでございましたが、本市では公共工事の発注や物品の購入に当たり、市内の産業の振興に資するよう、市内業者の積極的な活用を努めております。

御提言のありました地元企業への下請発注の促進につきましても、従来から工事の落札

業者に対し、市内建設業者の活用に努めることを入札条件や指示事項等により要請しております。また、工事着工後、下請負人届が提出された折、市内業者以外を使用する内容であれば、聞き取り調査を行い、指導を行っております。

さらに、総合評価方式の入札におきましては、本年7月から、市内下請の利用を評価する項目を新設いたしておりますので、市内業者の活用をさらに促進するとともに、総合評価方式の入札は、今後もその件数を増やす予定としております。

今後とも市内業者の活用を促進するため、多角的に検討してまいりたいと存じます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） それでは、再質問を行いたいと思います。

先ほど市長のほうから答弁がございました。今、32万円の出張旅費が、既存の今ある工場の本社のほうへ訪問させてもらって、複数の企業が設備投資を来年以降やられると。ということは、そういう本市の企業誘致の制度も当然活用されて、そういう支出が来年あると、こういう話でよろしいのでしょうか。確認の意味でお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今現在、そういった設備増設といえますか、そういった設備投資につきまして、御相談を受けて、奨励制度の実施とあわせて、今、御相談中でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） わかりました。それについては異論はございませんが、午前中、三原議員の質問がございましたが、同じところをぐるぐる回っているような気がするというような質問がございました。同じ企業をサポートすることも必要なんですけども、やはり、新たな業種の企業を誘致してもらうということが非常に重要なんです。

そういうことからすると、うちの取り組みとしてどういったものがあるのかなと思うんですけども、一応、先進地の事例ということで紹介しますが、これについてまた御検討してもらいように、また御意見を伺いたいですけれども、まず、やることとしては地元の出身の大手の企業の社長さんとか、役員さんとか、重役の方々、いっぱいいらっしゃると思うんです。私も参考にさせてもらった本がありますけれども、それによりますと、市役所の全員の親戚の方々とか、そういうのを調査して、そういう方々がいらっしゃらないか。いらっしゃったら、今度は市長とか担当の部長さんとかがアプローチに行くと。そういった名簿をつくってやられたり、また東京、大阪を中心に、そうした、定期的に企業情報を交換するような誘致協議会みたいなものをつくって、定期的に情報交換をされたり、

また宇部市のほうもやられましたけれども企業誘致説明会、こういったものを大きい機関でやられるところへ参加するのもあるし、みずから市で出向いて、企業誘致の説明会をしたりとか、そういうのもあると思うんです。

また、最近、私がよく出張に行くと見るんですけれども、電車や駅の中に企業誘致のポスターが張ってあるんです。「何々市に来てください」と、こういう支援制度もございません、用地もこれぐらいありますというようなものがあるんです。こういったような取り組みを来年以降考えてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 現在、企業立地関係の情報提供につきましては、まずは県の企業立地推進室のほうと綿密な連携のもとにいたしますか、情報をいただく中でやっているところでございます。

また、本年からは東京、大阪方面の企業のほうも視野に出張を重ねているところでございますが、こちらのほうでも、県の東京事務所あるいは県の大阪事務所、こういったところと情報交換をしながら、訪問先の手配等々にも御協力をいただいているところでございます。

それとまた、今、議員おっしゃるように、地元出身の方で、たくさんそういった企業の関係の方もいらっしゃいます。実は、大手企業等をリタイアされて地元に戻っていらっしゃる方々と、私のほうもいろいろそういった、今度、こういった攻め方で少し当たるべきだ――例えばの話ですけれども、今、外国企業で元気のいいところに、市内でも企業が立地しているので、そういったところの企業進出の可能性がないかとか、当たってみる必要はないかとか、いろいろ助言もいただいて、そういった作業もしてまいりました。

そういったことで、いろいろ有効な活用手段、あろうかと思えます。そういったことで、地元出身の皆様のお意見を聞くことも大変重要になってこようかと思えますが、市では、たびたびの御答弁で申し上げておりますように、現在のところ独自の土地を持っておりませんので、今後、そういった土地をまず持った場合には、しっかりとそういった組織的なものをつくって、地元出身の皆様方、あるいは大企業の経営陣の方々からの御指導とか、そういったものもお聞きすることも一つの手段ではないかなというふうに、有効な手段であると、そのようには認識しております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 私が言いたいのは、要はいろんなところに情報の手段を伸ばすということを行っているわけでありまして、これは別にお金がかからなくてもできるものであると思うんです。もし有効だと思われるのであれば、来年度、少なくとも商工会議所

とか庁内の市役所の職員さんとか、親戚とかにそういうのがないかとか、そういうような調査とかされて、おれば新しいまたそういう情報源ができるわけです。協力してもらえらかどうかはわかりませんが、誠意をもってお願いすれば、ふるさとのために少し力をお貸ししましょうというような話はあると思うんです。そういう姿勢が大事だということを、ひとつ私のほうから、申し添えておきます。

それと今、用地の話が出ましたけど、これは後でまた質問しますけれども、であるから用地が必要なんです。用地がなければ何もできんというような話です。私としては、だからそういった意味で、この機に用地を取得してほしいなと思っているんです。これは後でまた質問いたします。

次は、組織についてちょっとお尋ねいたします。実際、兼務4人の職員さんで、多分、いろんな事務をしながら企業誘致の仕事もしているという状況で、かなり自分の力を越えたぐらいなところで仕事をされてるんじゃないかと思うんですけれども、それでもよそがやっているような作業量から比べりゃ少ないんじゃないかなというか、勝てないというか、そういうふうな感想を持っています。

実際、やっぱり企業誘致を担当する職員もですけれども、やはり既存企業、誘致した企業、地場企業、こういったものをまた話を聞いていく、御用聞きと言いますけれども、こういうフォローする職員も要るわけです。実際、今のうちの4人兼務体制です、この辺のところがちちゃとできて、例えば月に1回は必ず400社ぐらいは訪問してますとか、みんなやってるんですよ、よそは。よそはとか言っちゃいけませんけど、大体先進地になりますと、それが毎日のような業務、それだけのための職員がいるんです。プラス誘致をするために、いろんなところに情報を聞きに行ったり、調査したり、新たな制度を開発したり、戦略会議やら何やら全庁的な組織もあります。そういうことを言ってるんですけれども、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、兼務体制の職員の企業立地に関する活動状況と申しますか、そういったお尋ねであろうかと思えます。今、企業立地推進室のほうでは、一人が回っているわけではございません。2人体制とか3人体制で回っているわけでございます。

そうした中で、今、毎年当面100社、市内の企業回りあるいはそれにプラスで広島等が中心になりますけれども、本社等々への企業訪問を実施しているところでございます。

そうした中で、兼務職員の任務と申しますのは、人事面で辞令を与えて、はっきりとその職員の意識を高めると申しますか、仕事に対する熱意を高めるという大変よい方法でございます。そういったことで、しっかりと、兼務ではなくて専任にしていくべきであろう

ということは私も考えておりますが、あくまでも、兼務という今の時点では、企画政策課が企業立地の関係の職務を携わっておるわけでございまして、4人だけが携わっているということではございません。当然、必要な時点では全員がそのフォローに当たっているような状況でもございますので、その辺は御理解いただきたい。

それともう一つ、専任体制にするということで、しっかりとした、外へ向かってのPRもできていくと思っておりますので、今、議員おっしゃられるような、先ほどの答弁で市長も申しましたように、しっかりとした専任体制を今後はつくっていく所存でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 先ほどの答弁、ちょっと前進したような答弁で、専任が1名ほど入ってくるというような話で、前よりはいいわけなんですけれども、やはりこれじゃあ、まだまだ不十分だと思いますね。というのが、本市の、今さっき言いました10年間プランを描いた総合計画では1位なわけですね、企業誘致、雇用という問題がですね。そういったものを担当する部署に、人員配置を厚くしていかななくては、計画との整合性が全然とれてないんじゃないかなと思うんです。それについてはいかががお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 横の連携とか、とれてないのではないかなというようなことではございますが、今、うちの部分で、弱点とすれば、商工振興課のほうと企業立地の関係、企画政策課にあるということで、若干の、外に向かってのアピール度が少し至らないのではないかなというところは感じているところでございます。今後、そういったところも整理してまいる必要があるかと思っておりますので、まずはしっかりとした専任体制をつくって、そういった中で努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） とにかく、先ほど三原議員もおっしゃいましたが、私はこれを機に企業立地課をつくっていただきたいなと思っております。それぐらいしないと、防府の今の景気が悪い悪いと、皆さんも聞かれていると思いますけど、絶対直らんとしますね。それぐらいのやっぱり力強さがないと、小石じゃ、少しの波紋が起きるかもしれませんが、大きな石を水に投げ飛ばしたら、それは本当に自分にはね返ってくるような大きな威力の水しぶきといいますか、そういった反応があります。

つまり、それぐらいのことをこれから組織であれ、政策であれ、防府市はとっていかなくちゃならんと。それを市民が望んでいると、こういうことでもあります。

先進地の事例もまたちょっと言おうかと思ってましたけど、これはまだ防府には早いようなので言いません。とにかくもう一歩進んだ、市長さんが今、答弁ありましたけれども、

何とか、もう少し踏み込んだ組織改編を何とかお願いします。これがまず真っ先にやってほしいことです。やはり人です。人が政策も企業誘致に関するいろんな原動力、こういったものを生み出してくれます。まず人が配置されてないと、何も生み出されません。ぜひとももう一步踏み込んで、来年度の組織改編をお願いしたいと思っております。

それと、今の工場等設置条例の制度拡充について、いろいろ使い勝手がええようにしたということで、いろいろ答弁もございましたけれども、実際、重川議員もおっしゃっていました。イノベーション補助金、宇部が今やっています。その他80%の用地取得の補助とか、山口市でも40%の補助をやっております。うちは確かに使い勝手はよくなりましたが30%ということでございます。こういった内容を比べて、当局はどう評価されているのか、よろしくお願ひいたします、答弁を。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 工場等設置奨励制度の現在での認識ということでございますけれども、現在、工場等設置奨励制度の中の用地取得奨励制度につきましては、購入費用及び造成費用の30%、これを現在助成をしているところでございます。

そのような中で、今後企業の誘致また上昇等については、防府の活性化のために非常に重要なことではないかというふうには考えております。先ほど市長の答弁でもありましたように、12月から来年2月の末までの間でございますけれども、今回、中小企業のアンケート、これを実施しているところでございます。このアンケート結果を踏まえまして、50社の訪問を今現在実施しておるところでございますけれども、その際には中小企業の経営者の方々から用地取得奨励制度も含めた既存の振興策の課題、これについての御意見をしっかりとお聞きをしまして、今後、24年度以降、この制度の拡充に向けて、しっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 何でこういうことを言うかといいますと、私が今回参考にさせてもらいました、前回はそうなんですけど、経済産業省の「企業立地に頑張る市町村事例」というのがございまして、この成功市の市長さんたちのコメントを見ると、熱いものがございまして。例えば、ねらいをつけた企業には、他市の支援がすぐれているならば、うちはそれ以上にするからぜひ来てくださいと、気迫のこもった回答をされて帰られるそうです。その気迫に押された企業側のトップたちが、それなら安心してちょっと話を聞きたいこうと。そこからだんだん引き込まれて、いつの間にか、自分のまちに、自分たちの会社が誘致されていたと、こういうふうな話もございまして。

近くで言えば、宇部の久保田市長さんもこのようなことを言われて、うちも制度を整え

ますから、ぜひ来てくださいというふうに言われているそうです。そのようなところと、今、これから考えていきますという防府市と、どちらが活発に誘致が行われるかといいますが、一目瞭然ではないかと思えますけれども、それぐらいの気構えが防府市にあるのか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 他市の事例を紹介いただきまして、防府、果たしてそれだけの気構えがあるかということをございますけれども、その気構えは十分あるということの回答をするわけですけれども、その中で、とにかく現在、中小企業の方がどのような振興策を求められているのか。一応、今回の9月26日の産業建設委員会で報告しましたアンケート内容、これをもとに至急といいますか、可能な限り早いうちに集計をしまして、取りまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 少し大きい声で御答弁ください。何かお通夜のございまして、防府の来年もお通夜のような状況になるのかなと思ひまして、ちょっと不安なございます。せめて、余りできない分、元気だけはしっかり出してもらって、答弁してください。

我々の願いでありました工業高校も、来年24年度から工業科が防商に設置されまして、企業側のよく条件にされますが、人材育成という点では防府もこれから優位に立っていきけるんです。こういうチャンスを逃さず、用地がない防府市としては、思い切った施策、少なくとも山口、宇部に勝る制度を、用地がない分展開していただかないと絶対に勝てません。これはもう要望にしておきます。絶対お願いします。

では、次は用地の話のございます。今、宅建協会の用地とか、そういったところに紹介してもらってやるということをございますけれども、基本的に考えてみてください。我々が物を買に行ったときに、店頭で物が並んでいるのと、それともカタログを見せられてどれがよろしいですかというのと、どっちが売れると思いますか。品物がなけんにゃ、物は売れません、買いませんよ。やっぱり基本的には、まず用地を持つという考え方を大事にしていきたいと思ひます。

そこで、今、市で紹介できる用地、これは実際どれぐらいあるのでしょうか。何物件で用地面積はどれぐらいに相当するのか。

そして、聞く話によりますと、企業上の秘密で未公開になつてゐるような用地もあるございます。これは何件と言つたら言えないかもしれませんが、どれぐらい担保されているのか。

といいますと、中関の三ノ榊あたりに行きますと、企業の所有のものか、どこが管理しているかよくわからないけど、用地が結構たくさんあります。こういった中にすごい、いい形状のものもございまして、もしこのような用地が絶対秘密というんであっても、もし市が手に入れるんだったら入れて、これを当然、店頭公開して売っていただいたら、僕はまず今の用地の取得という方向から見て、この辺から切り込んで用地を取得されたらいいんじゃないかなと思ってます。今あるものは当然、紹介してもいいわけですから、秘密にしているような用地を市が買ってしまって、これをやればいっぱい用地を紹介できるわけです。選択肢が広がるわけです、企業側からすれば。こういうことはできないんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 現在、市が紹介できる用地はどのぐらいあるかということでございますが、今、中関の三、四ノ榊に2社、合わせて3万9,000と5,000の4万4,000平米ぐらいの土地がございます。

それと、市内でいろんなところに確かに看板が出ております。そういった中で、これは宅地建物取引業協会と申しますか、と協議しながらお勧めしている案件もあるわけですが、中には指名競争入札を考えているとか、そういったものもあるということと、それと宅建さんのほうの物件につきましては、ある程度期間という、例えば3カ月程度の期間で新しい情報に入れかわるといいますか、新たにまた聞き直さなければならないといったような物件もございまして、今ちょっと詳細に何件ということは御説明できない状況でございます。

議員御案内のように、今企業の未利用地で、少しでも市のほうで手に入れたらどうかというような物件も、今後、探してまいりたいと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 紹介できる――市の土地ではございませんけれども、それが2件で4万4,000と、これはいいとしましょう。しかし、宅建協会に依頼をかけた場合は入札になると。せっかく来ようと思った業者が落札できなかつたら、どうするんでしょうか。それこそもったいない話でございます。であれば、やっぱり取得をしたほうがいいということになるんじゃないでしょうか。もうこれは要望でいいです。時間がございませんので。

とにかく企業誘致、雇用、これは今12万市民の最大の、望んでいることでございますから、しっかりと来年度、取り組んでいただきたい。強く要望いたしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ちょっと訂正させていただきますけれども、宅建協会のも

のが入札になるのではございませんで、宅建協会に出ているものもございませうということ、あわせて今、未利用地部分で、若干なり会社で保有されている部分についてお尋ねしたところ、今、自社で所有している分については入札制度にしたいというようなこともお聞きしているということの訂正をさせていただきたいと思ひます。申しわけございませう。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） どちらにしても言わんでもわかると思ひますけれども、自分で持ったほうがダイレクトに事がスムーズに運ぶのは当たり前の話ですから、いろいろと手続等々あって、ひょっとしたら買おうと思つた土地に違ふ企業が入り込んでしまつて、できなかつたということもありますよ、きっと。だから、そういうことも考えれば、やっぱり少数でもいいですから、市として、だいしょう店頭品物を並べていただきたい。用地を買つていただきたい。こういうことを強く申し上げておきます。

リフォーム助成制度に入りますが、もう時間がございませう。これについては、了いたしますが、山本議員からも質問がございませう。7億円ということで、大変な高価格です。これに対しては敬意を表します。来年もぜひ続けていただきたいんですけども、一つだけ確認いたしたいんですけども、来年は国の経済対策の交付金でなく、単独市費の運用ということになりますが、実際、予算規模はどれぐらい考えられているのか。今、わかる範囲内で結構ですから教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成24年度の住宅リフォーム助成制度の助成額ということでございませうけれども、平成23年度につきましては、5,000万円で予算を組み立てているところでありませう。平成24年度につきましても、担当部としては積極的に予算を獲得してまいりたいというふうに思つております。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 最低でも本年と同額の予算を確保していただくよう、強く要望いたしておきます。

次に、小規模事業者登録制度でございませうが、なかなかいろいろ議論されて、たしかどこでしたか、長門、山陽小野田、宇部の3市も、県内でも、これ、やられていますけれども、同じような、例えば、今、言われましたけれども、事業所、住所を有する者、登録している者、業種によっては必要な資格を持っている者というふうには、登録要件がこういうふうになっているんですけど、それと同等ということではよろしいんですか。確認の意味で質問いたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

今、議員お尋ねの件でございますけれども、今年度に、この件に関して、先進地であり
ます山陽小野田市そして宇部市等に調査に伺いまして、その要項を参考にしながら、
24年度4月からの施行をめどに今準備を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） それではお尋ねいたしますが、こういう制度が始まると、今の
やっているものがそのまま小規模事業者登録制度のほうになるのかもしれませんが、
大体年間どれぐらいの物件が発注がなされるような感じになるんですか。お尋ねいたしま
す。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

年間の件数的には、今現在ではちょっと把握はしかねますけれども、主にこれを利用し
ます工事が、公共施設の小規模修繕ということでございますので、数十件程度になるんか
なというふうに思いますけれども。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 来年24年度で、公営施設管理公社も廃止していくというよう
な方向も聞いておりますが、行革ですね。これはまさに道路の小規模な修繕であったり、
河川の簡易な修繕であったりというような仕事がメインだと思いますが、こういったもの
も今後、こういった小規模事業者登録制度の発注物件ということになってくるといいなど
思っているんですけど、いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

現行の制度では11工種がその種類でございますけれども、今検討しておりますのは、
これに3種類加えまして、計画では14としていくこととしております。その中には、土
木関係等々、交通安全、防護柵、土工等も含まれておるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公営施設管理公社につきましては、今後、市民の方から、
すぐに対応していただけるということで喜ばれているということも考慮しながら、できれ
ば直営部門という形も残していく必要がありますので、そういったことで検討いたしてお
ります。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） いろいろ考えていけば、いろんな少額の工事も、こういうのも

あったねというような、例えば水道とか下水道のほうもあると思いますけれども、今後、こういうところにいきめが渡るように、せっかくの制度ができるわけですから、活用していただきたいと思います。

それでは、地元優先につきまして、一つだけ要望にとどめたいと思います。今後、大規模の工事の入札があったときには、今回、プロポーザル方式ということでございました。今、Aクラスでも総合評価方式、今年度7件ほど行われたということで、こういう中に地域性とか地場企業を下請にするという形の配点、こういったものをしっかりとつくっていただいて、今後、例えば、大きな最終処分場の増設とかありますよね、いろいろ。今までも体育館とか、今後プールというのもあると思います。こういったところも、なるべくプロポーザル、総合評価方式、こういうのを活用していただいて、入札をしていただいて、当然地元の業者が多く入れるように工夫していただきたいと、強く要望しておきます。

それでは、次に、子ども総合公園の設置についてお伺いいたします。

防府市は公園が少ないと、多くの市民の方からお聞きします。第四次総合計画で示されている、利用しやすく安らげる公園や、緑地が整備されていると思う市民満足度指標は、現状で26%と、低い状態です。本市の公園整備は、昭和50年から60年代に数多く行われ、我々、地域に身近な街区公園については、昭和62年以後、整備されていない状況であります。また、児童福祉法による児童遊園整備についても、平成9年以後行われていません。防府市の公園緑地を含めると76カ所であり、市民1人当たりの公園面積を見ても8.5平方メートルで、県内13市中ワースト3で、国の進める緑の政策大綱では、長期的には都市公園等面積を20平方メートルに目標するとあり、都市公園法施行令第1条に規定されている面積の基準10平方メートルも満たしておらず、周辺市では宇部市14.1、山口市10.1、周南市12.7、美祢市29.2平方メートルと、すべて、この施行令の基準を満たしております。そして比較しても、ぐんと少ない状況でございます。

さて、各種の公園整備は、以前、国庫補助制度がありましたが、現行の国庫補助制度では大規模な公園整備以外はない状況です。平成以後は本市の公園整備は、大規模な公園の整備にかわっていきました。その代表的な公園が、平成16年、防府市唯一の総合公園として防衛の補助金で整備された大平山山頂公園であったと思います。

また、市内公園については、新たな公園を設置しないかわりに毎年遊具の更新をしています。平成17年以降、18カ所の更新が行われました。

ところで、22年度一般会計決算審議にて、街区公園の遊具の更新についてお伺いしたところ、滑り台、ブランコ、鉄棒を基本として遊具を更新していると、答弁がありました。

そこでなるほどと思いました。この主の遊具では、小学生以上の子どもたちが主に対象になる遊具であります。だから、若いお母さん方が3歳未満から5歳児ぐらいの子どもを遊ばせるところがないと、数多く声が寄せられていたのだと思いました。

本市でも大平山山頂公園は総合公園でもあり、土日はたくさんのお子どもたちでにぎわっていることは承知していますが、山道が急で、まちから離れ、行きにくい場所に立地しています。行ってみると、アスレチックも充実しているのですが、やはり小さな子どもが遊べる遊具がないことが残念であります。

今、防府市のお母さん方、子どもたちから求められるのは、小さな子どもから大きな子どもたちまでが皆で遊べる、元気に遊べる公園であります。しかし、新たな公園を設置するとすると多額の予算がかかり、設置が困難であると思います。

そこでお伺いしますが、まちなかに近く、広い面積を有している公園に、全年齢を対象にした遊具を集中的に設置し、公園全体をリニューアルさせ、小さな子どもから大きな子どもまで、全年齢を対象にした子ども総合公園を設置することができないか、お尋ねします。よろしく御答弁ください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 子ども総合公園の設置について、お答えいたします。

市内には都市公園及び児童公園が76カ所ございまして、遊具の設置状況でございますけれども、複合遊具につきましては、平成13年に桑山公園、平成15年に大平山山頂公園、平成21年には天神山公園及び向島運動公園、平成22年に佐波公園の、合わせて5カ所に設置いたしております。

また、その他遊具につきましても、182基の遊具がございまして、議員御指摘のとおり、公園の設置は昭和50年から60年代がピークであることから、設置後かなりの年数が経過した遊具があるのも事実であり、専門業者による定期点検を行うとともに、計画的に改修や更新を行っているところでございます。

しかしながら、第四次防府市総合計画の策定に当たり、市民アンケートが実施されておりますけれども、その中で公園の整備に関する満足度は26%という低い結果でございました。

このことから、総合計画では複合遊具の設置された公園数を現在の5カ所から、平成27年度には9カ所に、平成32年度までには11カ所に増やす、目標指標をお示ししているところでございます。

御質問の、全年齢を対象とした遊具の設置でございますが、防府市内ではほとんどの遊

具には6歳から12歳という年齢を表示したシールを張ってございます。これはあくまでも遊びの対象年齢を示したものであり、6歳以下の子どもさんであっても、大人の方が一緒であれば、安全に使用いただける遊具でございます。

なお、遊具によりましては、対象年齢が変われば高さの違う遊具等もございますので、今後、6歳以下の子どもたちも安全に遊べる遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもたちに対応できる公園づくりを検討いたしたいと考えております。

市長からも、遊具等の充実だけでなく、公園内のごみの回収、トイレの清掃、また、犬のふん対策等の環境面についても、きめ細かく対応するよう、直接、指示を受けているところでございますので、皆様方が、いつでも安全で快適に御利用いただけるよう努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） 私は2歳になる息子がいまして、結局、いろんな公園に行っただんですけど、怖がって遊ばないんです、なかなか。いつも維新公園に連れていってあります。ちなみに、若いお母さん方というのは、実はたまたまそこで出会った防府の市民の方でした。それが一人、二人じゃございませんで、たまたま話してみたら、防府にはないよねという話も出まして、いろいろ調べていくうちに、ああ、あるほどと。小学校以下の対象の遊具がちょっと少ないねと、こういう話になったわけでありまして、ぜひとも、こういう整備をお願いしたいと思います。

維新公園に行きますと、同じブランコでもバンドがついた、本当3歳から5歳まで対象のブランコと、小学校以上が対象になってるブランコ、滑り台、低さも全然違います。同じものでも、そういった幼稚園対象のものと小学校対象のもので、分けて設置されてます。そういったものがたくさんありまして、また、さらにその隣には小川も流れてまして、そういった親水ゾーンもあって、夏では子どもが水をぱちゃぱちゃやって元気に遊んだり、そういうおかげで、平日でも100人は超える子どもたちでにぎわっています。土日に行きますと、ほとんどが入れない状態といいますか、駐車場があいてないぐらいで、300人とは言わんぐらいの子どもたちと親御さんが、一緒におられるというような状況でございます。ぜひともこの御検討をお願いしたいと思います。

それで遊具の更新についてちょっとお尋ねしたいんですけども、実際、設置してから、うちはどれぐらいで更新されているんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 更新につきましては、点検の結果に基づいて検討

しておるところでございますけれども、ものによっては設置以来、そのまま現在も使用されているというような遊具もあると思います。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○1番（松村 学君） それはちょっとまずいなと思ったんですけども、国交省の鉄製遊具の安全基準を御存じですか。15年ということなんですけど、恐らくほとんど超えていらっしゃるんじゃないかなと思います。どういうふうに着点され、どういうふうに着点されているのでしょうか、管理のほうは。その辺についてお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 遊具の点検につきましては、遊具のある公園が全部で94カ所ございます。そのうち遊具が241個の遊具がございます。これについては、すべて点検をいたしまして、不良と判定された遊具については、基本的には撤去、必要に応じて更新という方針で進んでおります。

この点検につきましては、専門業者に委託して行っております。

○1番（松村 学君） 問題は、この基準が満たされているのかということが知りたいんです。ちょっとそれについて、もう時間がないのでこれでやめますけども、ぜひこういった安全面についても、しっかり了解して、整備をしてください。小さい子どもらが、例えばちょっとよじ登って、さびとって風化してるようなジャングルジムから落っこちてけがをしたとか、こういうこともあるかもしれません、今後。それについては、しっかりお金もかけて、修繕といいますか、更新をしてもらおうと。修繕とかしたら、またどうせ破れますから、ひとつよろしくお願いします。

最後になりますけれども、ぜひ子どもたちの夢を本当、1カ所でええんで、そういった、子どもがいっぱい、300人ぐらい来て、防府の中心で遊んでいる、こういうふうな公園にさせていただくように強く要望しまして、最後になりますが、質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、1番、松村議員の質問を終わります。

あいさつ

○議長（安藤 二郎君） この際、12月21日付をもって防府市監査委員を退任されま

す和田康夫氏から、ごあいさつをしたい旨、申し出がございましたのでこれを許します。

〔代表監査委員 和田 康夫君 登壇〕

○代表監査委員（和田 康夫君） 貴重な時間をお借りしまして、退任に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

私を監査委員として平成19年12月、選任していただき、このたび任期満了を迎えることとなりました。力量不足ではございましたが、皆様方の御協力をいただきながら、地方自治行政において、公平・公正な観点で日々職務に精励できましたこと、ここに深く感謝を申し上げます。

昨今、ますます混沌とした世情となつてまいりました。明治維新に匹敵すると言われております、このような変革の時代には、既存の仕組みや制度を根本から見直さなければならぬという、新しい時代に向けた産みの苦しみのような感がいたしますが、防府市は穏やかな風土と豊かな人材、規律を重んじる市民性など、ほかの自治体に負けないすぐれた資源を有しておりますので、この難局においても、議会の皆様方と執行部が一丸となり、子どもや孫に誇れる「ふるさと防府市」を築いていただけるものと期待しております。

今後の皆様方の御健勝を祈念いたしますとともに、これまでの御厚情を感謝申し上げ、退任にあたりましてのお礼の言葉といたします。お世話になりました。（拍手）

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月22日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。お疲れさまでした。

午後2時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月12日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 山本 久江

防府市議会議員 重川 恭年